

東浦の村と祭

——韓國漁村調査報告——

末成道男

### **The Solidarity of a Fishing Village, Tongp'o on the East Coast of Korea—**

This paper discusses the features of a Korean village solidarity comparing them with those of a Japanese village.

Major findings are as follows:

1. Though fishermen belong to the lower rank in the Korean traditional hierarchy of social status, the villagers nonetheless try to conform to the Confucian ideal. Seventy-seven out of one hundred households are divided into 15 patrilineal groups.
2. They move their houses within the village very frequently. On the average, one family live in a house for only about 15 years. One of the reasons for this change of houses seems to be their belief that their luck is associated with the houses they live in. This fluidity makes it impossible to keep up a long continuing exchange of goods and labour with neighbours as is often found in Japanese villages.
3. Only 22.7% of the marriages are from couples within the village which is a low figure for multilineage villages. The marriage area extends about 15 km on the coast line from Tongp'o. We find a considerable number of cases of uxorilocal residence of marriage by which a husband moves into the village of his wife. This may cause the formation of new patrilineal groups in the village after several generations.
4. In spite of these divisive and fluid conditions, the solidarity of the village seems as strong as a Japanese village. In the course of discussions at village meetings, and in ordinal talks with the Japanese case which stresses harmony of groups, difference of opinions are presented to the public. This method seems to be a necessary procedure to get their consensus.
5. The solidarity of the villagers might also be supported by their belief in the village god and by their control of the common village paddy land and of rights to gather seaweed and shells.

## はじめに

本論は、韓国東海岸の一小漁村東浦の概況と洞<sup>(1)</sup>（maul 村）および洞祭について記述し、韓國漁村における村落結合のあり方についての考察を試みようとするものである。

資料は、一九七九年三月二十三日から翌年三月二十五日まで、ほぼ一年間にわたる現地調査に基づいているが、詳細な事例も含むので、本洞に直接関係のある地名と人名は、仮名ないし記号で表わすことにした。<sup>(4)</sup> とくに人名に相当する記号（たとえば、47 A 33）は、読者に奇異な感じを与えるかも知れないが、最初の数字（47）は世帯番号を、次のアルファベットはその世帯主の所属父系単位で、大文字の場合は男、小文字の場合は女を、末尾の数字（33）は一九七九年一月一日現在の満年齢を表わしている。したがって、この人名記号は、ふつうの名前よりも多様な情報を含み、とくに年齢が問題となる社会での分析には便利である。しかし、記号は印象に留まり難いという短所もたしかに有るので、主要人物については、例えば、洞長（47 A 33）というように職名または仮名を併記しておく。また、地名についても他に適当な記号が想い浮かばないので、アルファベットで表わす。人名との混同を避けるため、A洞、Y邑など行政単位を付記することにした。

韓国社会と宗教についての研究は、戦前の先駆的業績<sup>(5)</sup>に続き、戦後は韓国の社会学<sup>(6)</sup>、民俗学<sup>(7)</sup>、人類学<sup>(8)</sup>を中心と進め

られていたが、一九七〇年以降は日本人を含む外国人研究者も加わって現地調査をふまえた多くの人類学的研究論文が発表され、家族、門中、契、洞祭、儒教的儀礼など個々の問題については、かなり明らかにされている。<sup>(9)</sup>これらの多くに共通してみられる特徴は、両班的伝統とそれに対するアンチテーゼとしての常民的伝統<sup>(10)</sup>という二元的把握方法がとられていることである。これは、宗教のように常民の側においてシャーマニズムが少なくとも一面で根強く残っている分野では、鮮かな成果を収めたかに見えるが、社会組織の面では常民層の資料が不充分なこと也有り、両班層の豊富な資料に基づくモデルに対し、常民層については両班モデルと対称的なものを推測するに留まっていた。<sup>(11)</sup>例えば、両班としてのステータスを維持するため族譜の作成や祭閑、墓での祭祀等を通じ両班層では強力な父系集団が形成されるが、むしろネガティヴなステータスをもつ下層の人々ではこうした父系集団とは無縁なのか、あるいは、両班層の家族において長男系が財産相続や祭祀継承において優先し直系家族が典型としてみられるが、これといった財産も無く漢文もろくに読めない「無識（ムシキ、無知蒙昧）な」常民は、核家族に分散し祖先の祀りも規則通り行なわないのかといった点については、推測の域を多く出ないままになっている。<sup>(12)</sup>

今回の調査の主要な関心は、従来研究が手薄であった漁村の社会組織が、上記のような両班モデルに対し、実際にどう位置づけられるかを明らかにすることにあつた。これは、また、両班村からドロップアウトし、その視野の外にある人々が現実にどのような意識のもとに生活しているかを明らかにすることにも連なるのである。そして、もし非両班層の社会組織の記述と分析を通じて適当なモデル化が可能ならば、それは両班モデルのように社会の人々により理想型として意識化されていないだけに、却て両班をも含む韓国社会の構造について示唆を与えるものと思われる。

さて、本論の洞と洞祭についてのテーマは、鈴木（一九四三）で提起され、崔在錫（一九七五）において批判を

加えた上で攝取された、「自然村」ないし「自然部落」の性格の在り方と密接な関連をもつ。これは、韓國の社会結合を考える上できわめて重要なと考えられるにも拘らず、その後あまり論じられていないので、東浦の調査資料に基づき再検討してみたい。

鈴木（一九四〇〔一九六八、五六一六四、九七一〇七〕）は、日本の農村における集団の累積の様式をみるとほぼ三つの圈（社会地区）に分かれることを指摘し、次のように説明した。先ず最小の圈（第一社会地区）はほぼ組（または小字）に当たり、そこに含まれることを指摘し、次のように説明した。先ず最小の圈（第一社会地区）はほぼ組（ま

（第二社会地区）を成し、そこに累積する集団は一部または全部重なり合いながらもその範囲内に収まっている。この中位の圈は、ほぼ部落（ないし大字）に相当するが、氏神祭祀、入会、共同祈願、村仕事、若者連の未婚女子の婚姻に対する干渉、相互扶助、制裁、村入りなど諸種の慣行と結びついて、単なる集団や社会関係の累積体以上の自律性を有しており、これを自然村と表現した。さらに、この中位の圈がいくつか集まって、ほぼ行政町村に当たる最大の圈（第三社会地区）を成している。ここで集団は、ほとんど全地区を占める輪をなし重なっている。このような自然村の概念は、日本農村の具体的資料の裏付けをもつ明快な内容のものであるが、鈴木自身（一九四〇〔一九六八〕「村は発展し成長する一個の精神であり行動原理である」〔一〇七〕と述べたり、「わが国の農村民は、おそらく有史以来常に自然村の框のうちに生活し……」〔三三一七〕と歴史的根拠を明示することなしにその超歴史的性格をうたつたことは、むしろ混乱を招き、概念そのものの有効性を減じたようと思われる。

当時の京城大学に赴任した鈴木（一九四三a）は、日本で完成していた自然村の概念を基に、韓國農村を観察した結果、李朝末期の旧洞が日本の自然村に相当すると指摘した（一九四三a〔一九七三、一一三一一四〕）。そして單に共通性に着目するだけでなく、①日本より集団の数が多く組織化の程度も高い、しかし②感情的融和や一体感の意識

は日本より強いとはいはず、③通婚および定期市は、自然村の開放を促し、④同族・階層・性別・長幼による社会分化のため、生活協同体としての全一性は低く、村人相互間の社会的距離もより遠く、⑤個人の意志を主張する意味において個人主義的でないが、個人の位座が固定し厳に守られている意味において個人主義的である、つまり冷徹な位座の組織が村人等の社会過程における情熱の興奮に掣肘を加えていると差異も大きいことを指摘している。

これらは、印象的なものも含まれ、また日政下に行なわれた調査に基づくものであるだけに、申（一九七八、一二五二二六）が指摘するような限界のいくつかをもつていて<sup>(15)</sup>いる。しかし、牧野（一九七三、五二二五一一六）は、その解説で、米人研究者ブラントも両班村落における硬直性を指摘していることから、鈴木（一九七三）の硬直性への言及は必ずしも著者の価値観や偏見によって生じたものではないと推測している。仮に時代的制約から、偏りが有つたとしても、それを現実の資料に照らし取り除いた上で検討する価値は、同書には充分有るようと思われる。<sup>(16)</sup>

崔（一九七五、五六一五八）の鈴木（一九四三a、一九四三b）への批判は、韓国村落に集団の累積体以上の社会的統一性に注目した功績を認めながらも元来異質な社会である韓国社会に、充分な科学的研究を行なわずに日本の自然村の概念をそのまま適用した点に向けられている。もちろん、充分抽象化された中立的分析概念であれば、その素姓を問わず適用してもおかしくないという議論も立てうるであろう。また、鈴木（一九四三a）も無限定に韓国農村を日本農村と同一視しているわけではなく、むしろ両社会の差異には注意を払っていた。しかし、すでに述べたように自然村理論自体のうちに、有史以来日本において存続したというような限定が付加されていて中立的概念とは言い難い。また、人類学において、中立的普遍性をもつと思われて来た婚姻とか家族の概念の通文化的有効性が疑われているように、異文化間での分析概念の適用は慎重を要する。したがって、崔（一九七五）の批判は、両社会の比較に当たつて表面的に類似する現象に気をとられ、安易に同一視し、より深いところにある異質性を見過すことへの警鐘

と受け止めたい。その意味において、韓国の旧洞祭に對し、日本の自然村と區別するため、自然部落という概念を適用することは意味があるであろう。しかし、このことは両者の比較の有効性を否定するものではない。むしろ、日韓両社会のようだ、一面では類似していながら、他の面では対照的ともいえる差異を示している場合には、比較によっていっそう深い理解が可能になるのである。

崔（一九七五、五七一六四）は、さらに韓国の自然部落が、日本の自然村と異なる例として、部落守護神が日本では同族神であるのに、韓国では自然神である点を挙げ、自然部落の自律的な統一性が具体的に現われる面として、①洞祭、②祈雨祭や安宅、③契、トゥル（ture）集団の存在、④吉凶事の相互扶助、⑤共同の制裁をあげている。

本論では、東浦の資料を呈示した上で、両者の指摘にあるような日韓の異同が、漁村においてじままで見出されるとか検討したい。

本論の基となつた調査は、筆者の貧しい韓国語を通して、周囲の多くの人々の好意に支えられ行なうことが出来たものであるから、制度や行事の十全な記述あるいはそれらの語源的、文化的、歴史的意味付けについては、韓国人自身の手によるすぐれた研究に及ばないことは明らかである。そこで、本論は調査村落についての体系的記述よりも、異文化で育つた者として興味深いと思われたいいくつかの点に力点を置いて叙述してゆきたい。そのため、記述のバランスが著しく不安定であることを断つておく。また、村の祭には年二回行なわれる洞祭のほか、七年ごとに行なわれる別神祭（pyoësin kus）があるが、直接観察しえなかつたので本報告からは省いた。

## 一、概況

東浦洞は、慶尚北道盈徳郡にある百戸の漁業集落である。現在では住民の半数近くが水田（四十一戸が平均四反）を所有耕作し、畠も（五十九戸が平均一・四反）つくつているが、Y邑（町）での水田耕作は十数年前から盛に行なわれるようになつたもので、生活時間の大半を伝馬船や一トン未満のエンジンつきボートによる沿岸漁業に費やしており、自分たちは漁民であるという意識が強い。

**位置** 東海（日本海）に面した海岸沿いにあり、日本から見れば金沢の西方、韓国では安東の東方にあたる。東浦までの交通は、Y邑の停留所まで、釜山からバスで四時間、ないし大邱からはバスで三時間余り、一九七九年一月に完成した海岸高速化道路<sup>(1)</sup>を北上し、さらに停留所から峠道を徒步で五十分を要する。

Y邑は、人口三千の町で、かつては府が置かれていたため現在でも城内と称され、周囲を取りまいた城壁の一部が残っている。現在は、二十四集落を含むY面（人口一万五千）の面事務所や警察支所、郵便局、農協、高校、高等女学校、沐浴湯（銭湯）、映画館などがある。定期市は、五と〇の日、「まり五日」として開かれるが、常設化した店舗も多い。東浦の人々の買物の大半は、この邑で済ます。荷物がとくに多い場合は、タクシーか耕耘機またはトラックを利用するが、通常は女性の頭上運搬が物を言う。男性のチゲ（chige 背負い子）は一般作業で頻繁に用いられるが、買物等には、特に重い物を除いて余り使われていない。

東浦までは、邑の郊外の田園を横切り、リスの居る松林の谷間をぬけ、赤茶けた地肌を灌木が薄く覆つてある山腹

図1 東浦の位置と主要婚姻圏

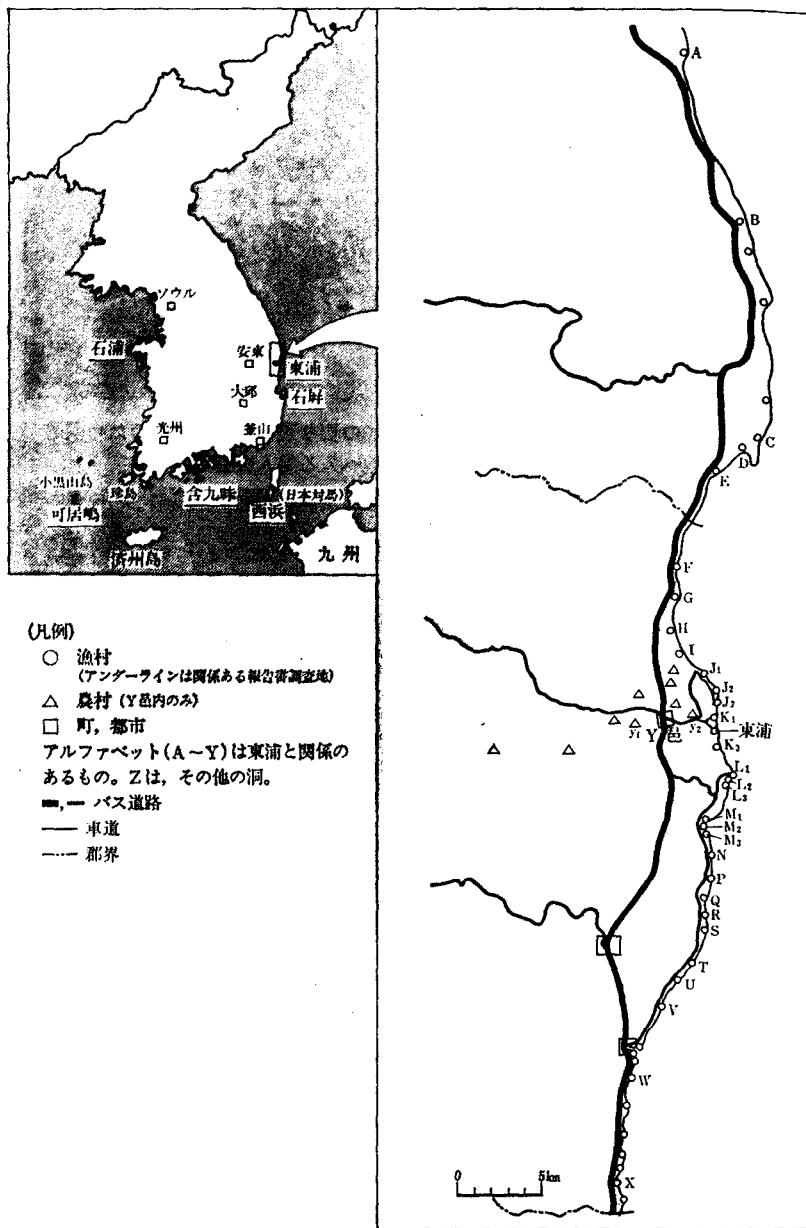
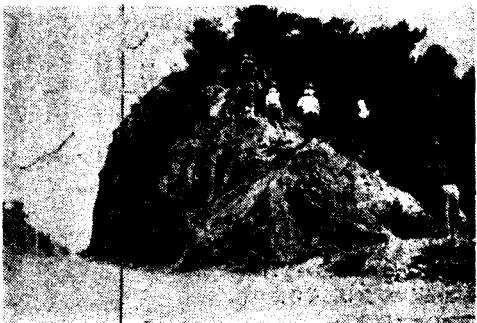


写真1 Y邑の市場から買物を了えて帰る東浦の女性たち



写真2 峠の切り通しから、施肥のため洞造林地へ入る婦人会会員



沿いに登りつめると、<sup>(2)</sup>新道建設で切通しになつた峠に出る。かつては、ここを通る人々が石を積む城垣(<sup>ソナ</sup>nang)があつたと言われるが、新道になつてからは全く廃れ、その痕跡も見出せない。この峠に立つと正面に東海<sup>(3)</sup>が拡がり眼下に青、赤、緑など原色のトタン屋根の集落、岩場にくだける白波の向うには定置網や養殖ワカメのウキが短冊型に幾何模様を成している。

**洞神木** この峠から、初めての人には海岸に転げ落ちそうに感じられる急坂を下つてゆくと、集落上方の畠に接したところに、トラックが方向転換できる程度の広場「駐車場」とその手前右手に若い松が数本茂っている。このうち一本の幹には、韓紙（日本の和紙のような手書きの丈夫な紙）と動物の下顎骨が、左よりの繩で縛りつけてある。これが洞の守護神コルメギ(<sup>(4)</sup>kōl-mae-gi)のよりしろとなる神木で、洞民<sup>(5)</sup>から親しまれ、かつ畏れられている。以前の神木は、大きな古木であったが、道路改修の際邪魔になるので、お伺いを立ててこの木に移した。この木の立つている場所をコルモク基地(kolmōk tō)と称し、神聖な場所とされている。

集落 麦畑の間を通り、集落の階段状の道を降りてゆくと、奇岩の並ぶ磯に出る。<sup>(6)</sup>三ヶ所の入江の奥に僅かながら砂浜があり、船が出入りしている。船の大半は一トン未満の伝馬船で、一・五トントレーフォートンの動力船（洞民は「ボート」と称している）も、水深が浅いため使用後は、岸に引き揚げられている。潮の干満は、西部や南部の海岸に比べ微少で漁師たちも殆ど気にしないのは、意外であった。三ヶ所のうち北の港が最も広く防波堤もつくられ、浜

この後方は集落の出入り口になるのでコルモク裏 (kolmök twi) と称され、洞外での共同作業などの待合せ場所に使われる。ある時、ここで待っている人々の間で労賃の不足分に關して口論が起こった。周囲の人は、「コルモク爺さん」の前でやかましい」と制止していた。しかし、普段は子どもがその近辺で遊びまわっていることもある不可侵の聖域といった観念は特に無いようである。もつとも洞祭前に、しめなわに当たる禁縄 (küngu) を張つてあるのに入ろうとした子どもは、さすがに叱られていた。

**写真3** 洞祭の前の禁縄を張り  
めぐらせたコルメギ神木



**写真4** 洞入口にある神木。幹に韓紙と下顎骨が左縹いの繩で縛りつけあり、根元に供物の残りが散らばっている。ここは、共同作業の待ち合せ所にもなる



写真5 洞の「北港」から見た東浦



は、網を干し、修繕、製作する作業場でもあり、特に用の無い年寄りなども顔を見せる溜り場にもなっている。

村の家々の多くは、海岸岩場後方の高台に建てられ、海岸線沿いの僅かの平地にある家の前には、濟州島や沖縄で見られるような高さ二メートル位の石垣が積まれている。

全体として集村ではあるが、日本の漁村にしばしば見られるような軒を接して建てられている例はむしろ少ない。地形上やむを得ず近接していくても、壁を共有することもなく、石積みの堀で分離してあるものが多い。余裕のある場合は、庭（ほとんど樹木は植えていない）の周囲を石積み（今はブロック）堀をめぐらせている。仕切りが無く共同の空間のように見えて、テリトリリーの意識は強い。

調査初期に洞内の見取り図を作るため、「51」と「52」の間の通路となつていて小路に足を二、三歩踏み入れたところ、「52」の小学生の男の子が、「ここは私たちの家(urichip)の庭だから入らないで」と制止した。

〔25〕でも、〔24〕を訪れるため他人が庭先を通ること

をひどく気にしていた。

〔13〕の庭先は、奥の家へ行く通路のようになっていたが、筆者滞在の終りころには、ブロックを積んで、奥行き二一メートルそいせいの庭のスペースを確保していた。

こうして、セマウル (sae mau) 新しい村 運動の結果セメントへのなじみが出来ると、敷地に対する関心がブロック屏をめぐらすという形で顕在化する傾向がみられる。

海岸から高度差二十メートル余りにわたって、家が、ひな段状に最も多いところで九列並び、その裏手の傾斜がややゆるい部分に煙が「駐車場」まで続き、その上方の赤松を主体とする雑木林の丘陵が、集落を屏風のように取り囲み、西方および南北の風の勢いを弱めている。

東浦は、この海岸一帯でも海産物など比較的恵まれている方なので、人口が増え集落も拡大の傾向にある。図2は、36 A 49の記憶による約四十年前にあった家屋を示したものである。現在の家屋配置と比べると、①戸数の著しい増加(約八〇パーセント増)②拡大の方向が西、つまり上方の煙でなく、北方の煙へ向かっていることに気づく。これは、コルメギの近くに人家を建てるとの忌避の念が根強いことを示している。<sup>(8)</sup>一方、北のものとの集落外れにも行喪(haeng-sang 棺をかつぐ装飾付きの喪輿)家(chip 小屋)があつたが、これには構わず家屋が周辺に立ち並び、「新基洞」(新しく開かれた村という意味で、他の地方でもしばしば地名となっている)という小集落を形成した。

集落内を走る道路は、隣接部落のK<sub>1</sub>洞とK<sub>2</sub>洞に通ずる南北の小径と、「駐車場」へ集まる三本の坂道が、幹線となつていて、高低差がきつく、幅も一メートルあまりで、リヤカーも利用できない。それでもセマウル模範村とし

図2 東浦集落

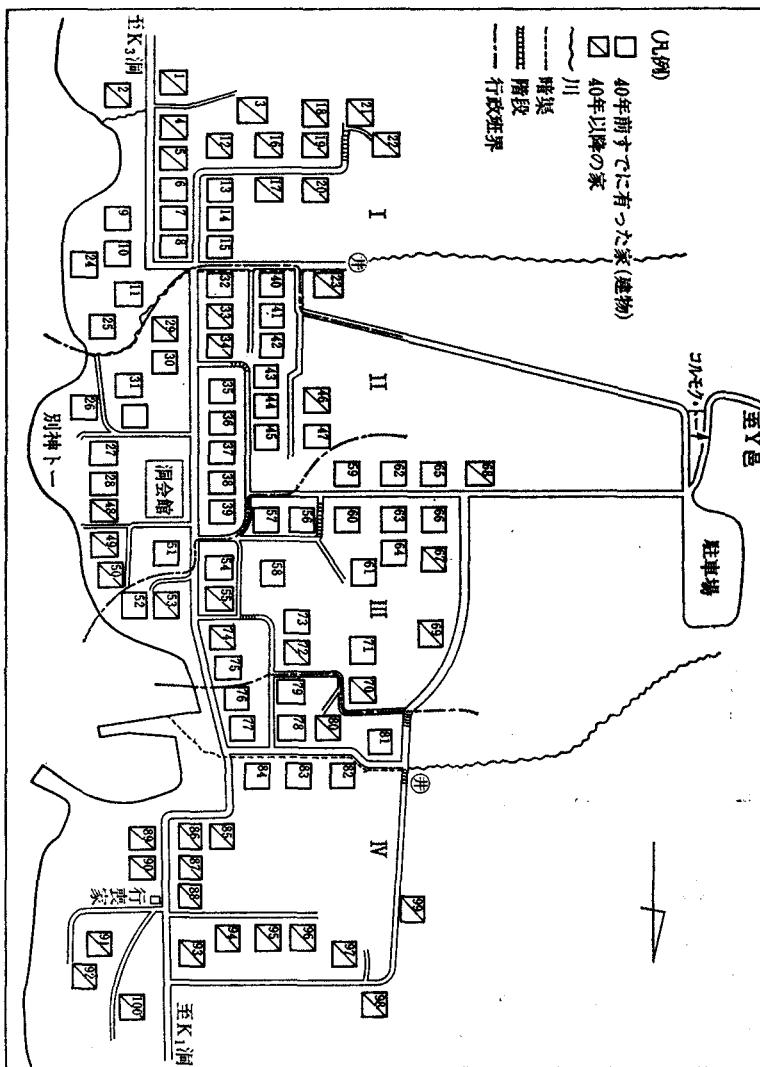


表1 年齢別人口(1979.6.1 現在)

年齢	0	10	15	20	30	40	50	60	70	計	内労働人口 (15歳 ~60歳)
	9	14	19	29	39	49	59	69	7		
男	55	51	21	18	27	26	17	15	6	236	109
女	70	40	19	20	30	27	24	13	11	254	120
計	125	91	40	38	57	53	41	28	17	490	229

表2 家族規模

人	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
戸数	3	9	13	16	20	17	13	8	1	100

表3 家族類型

単身	夫婦	夫婦と傍系	直系	複婚	計
3	65	1	30	1	100

人口 東浦の一九七九年六月一日現在の戸口は四百九十人、世帯数百戸であった。<sup>(10)</sup>年齢構成で十五歳から二十九歳の若年層が落ち込んでいるのは、兵役と都市への就職で他出しているためである。

世帯規模は、平均四・九人、モード、中位数とも五・〇人と比較的大きい。これは、直系家族が三〇%以上を占めているためで、同世代に二組の夫婦を含む例は無い。こうして、現在の

て、毎年集落内の環境整備に力を入れ、筆者滞在中も道路幅を拡げセメントで要所を舗装するなど、便利になっている。洞民の悲願である洞内への自動車乗入れは、一部の住居移転や畠買収を必要とするので困難ではあるが、計画中である。

このように、一九七二年の邑までの車道開通と一九七九年一月の東海岸高速化道の完成までの東浦は、きわめて交通不便な外界と隔離されたと言つても良いような条件に置かれていた。東浦の洞(村落)としての強い結合は、たしかにこの地理的隔絶と無関係ではないが、その他の要因をも検討する必要がある。

ところは、著しい人口の減少や過疎化の現象はみられない。しかし、東浦の現存世帯の転出を将来急増させ、大きな問題となると思われるのは、少しづつ増えているあとなりである長男の他出である。

### 長男の他出

東浦では、現在でも長男による一子残留のノルムは強く、財産相続においても長男に優先権が与えられ、長男は家屋および主要な財産を受け継ぐと共に両親の老後の扶養の責任を持つ。他出の機会の少なかつた以前は、この伝統的パターンを守ることに問題は無かつたが、都市での就職の機会が増すにつれ長男の他出が起り始めた。とくに韓国では、教育にも長男を優先して受けさせる。<sup>(1)</sup> このため、かつての日本で次三男を上の学校に入れ他出させ、長男は家を守らせるためむしろ高等教育をひかえせるというパターンとは逆に、長男が学校を出て都市で生활し、親はその弟妹と田舎で暮しているという例が多くなっている。日本ではふつう、次三男であっても生家に残つて家業をつづけ親の扶養をしていれば、実質的なあとつきになる。しかし、韓国では、祖先祭祀の責任にシンボライズされているような長男優先の原則は、現実の居住とは独立して強調される。<sup>(2)</sup> つまり、次男が親と共に生家に留まつても、他出している長男が家に関する潜在的権利を有している。いつでも長男が帰ってきて、「これから自分が両親の「面倒を見る」と言えば、次男は出てゆかねばならない。このため、次男の方でも両親の扶養を長男に代わって引き受けれるという観念が薄い。

例1 「25」では、両親と長男夫婦、その息子が同居している。しかし、長男の妻はソウル出身で、長男自身もソウルで電機関係の技術学校で学んだこともある。ソウルでの勤めを望んでいる。次男はソウルの中堅会社に就職し課長になっており、三男は兵役までソウルの工場で労働者として働いている。三男は、小さい時から漁業も好きで、長男の妻と両親の折合いなどを考えると、地元で妻を迎える両親の扶養をするのが最も無理がないよう

に見える。Fも、この点は認めるが、「今は良くとも、将来長男が戻って来て『今日からここに住む』と言えば、三男は権利が無いから出てゆくことになり、馬鹿らしくて苦労する気にはなれないだろう」と話していく。

実際、これに類することが起こっている。

例2 [37]では、長男が大学を卒業した後、ソウルで生活している。父親は亡くなり、母親もソウルで、地元出産の海産物の仲買をしている。しかし、生活は楽ではないらしく、東浦に残っている次男が、父親の乗っていた定置網の船に出て、苦労して貯めた金を母親が帰ってきては、ソウルへそつくりもつてしまった。そのため、いつも争いになるが、次男としてはそれを止めることはできない。父親の忌祭祀は、長男が東浦に戻って来て行なっている。

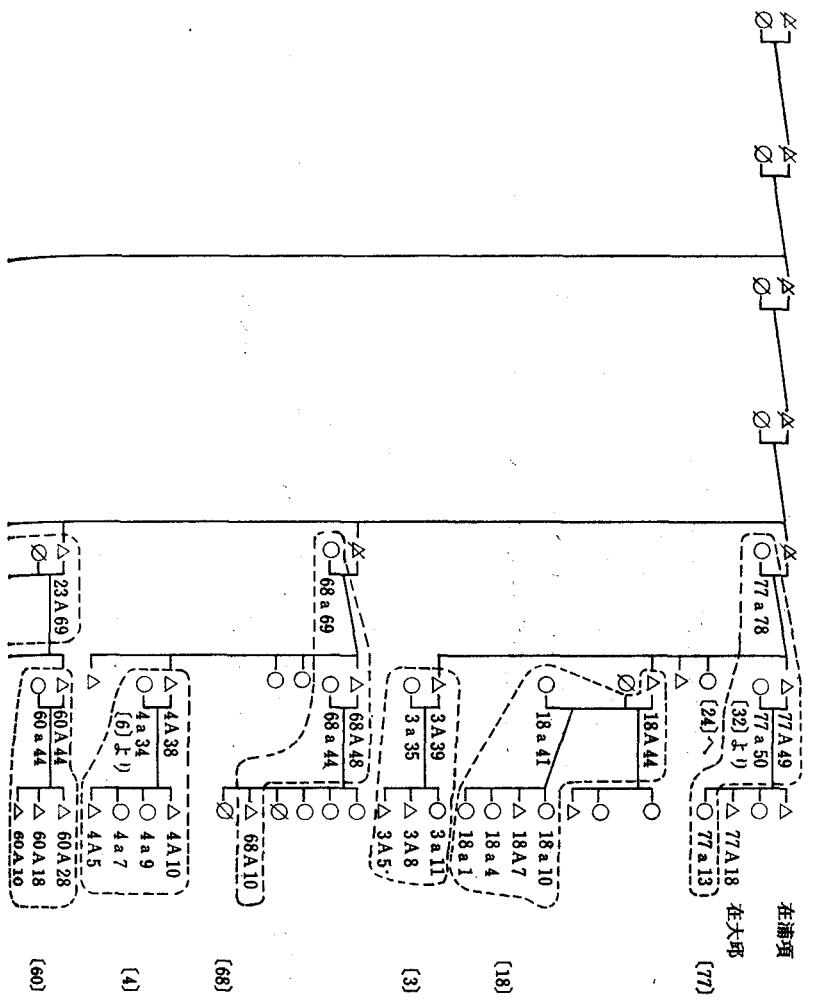
こうした点を予見してか、次のように親の生前から、長男と次男の持分を分けている例もある。

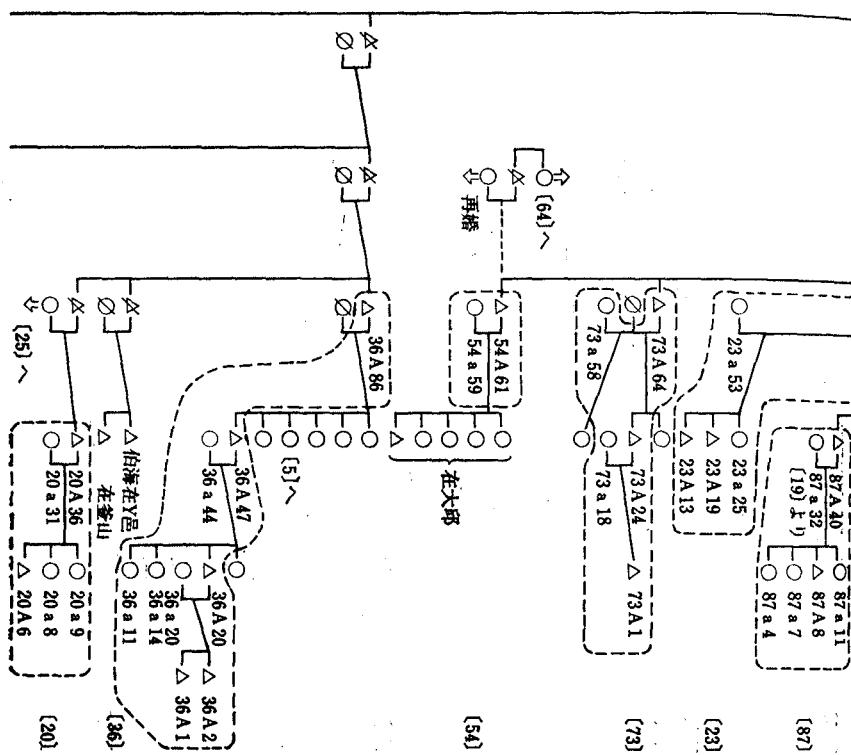
例3 [44]は、長男結婚後四年間同居し、子どもが生まれてから、Y邑に家を買い近郊にある水田二千坪(七反弱)を耕作させている。自分(44P.63)は東浦で次男と同居し、養殖ワカメの仕事をいつしょに行なっている。もつとも現在は、長男がサウディ・アラビアに出稼ぎに行っているので、農作業は、親と次男が加勢に行なっている。祖先の祭祀は、現在自分で引き受けているが、自分の死後はY邑の長男がするようになるだろう。

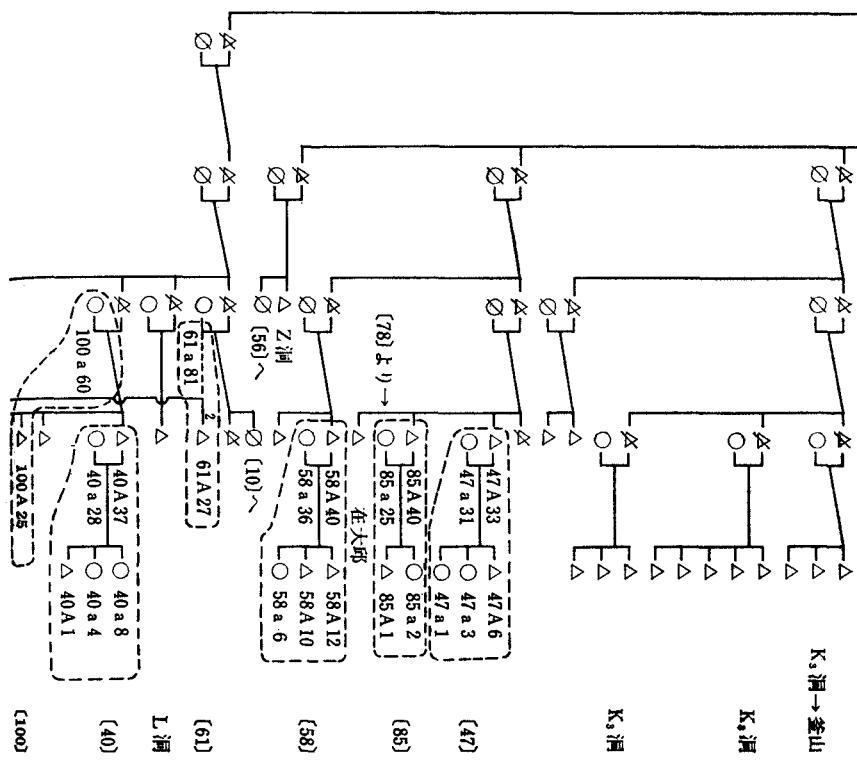
長男が他出し成功していると衆目が一致するのは、東浦では次の二例のみである。

例4 [5]の長男は、中学を卒業、兵役を済ませ二十五歳位でY邑の水田四百坪を売った金をもって釜山に出

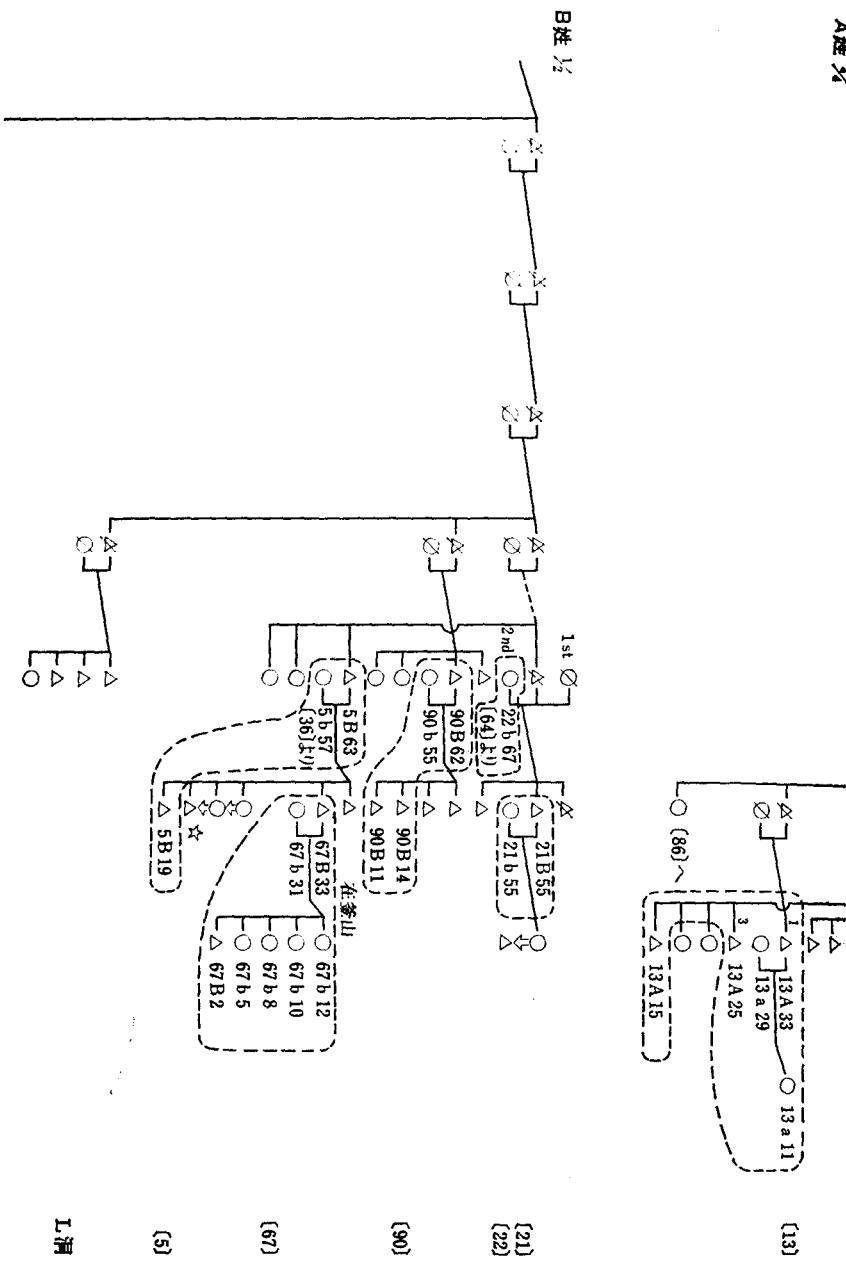
図 3 世帯関係







△姓



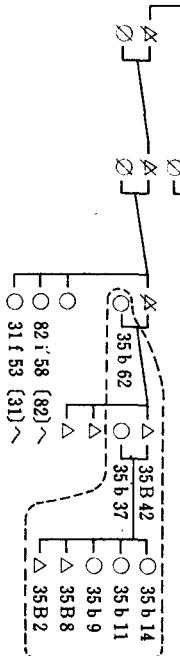
日姓 2%



[56]

[46]

[35]



(37) ~

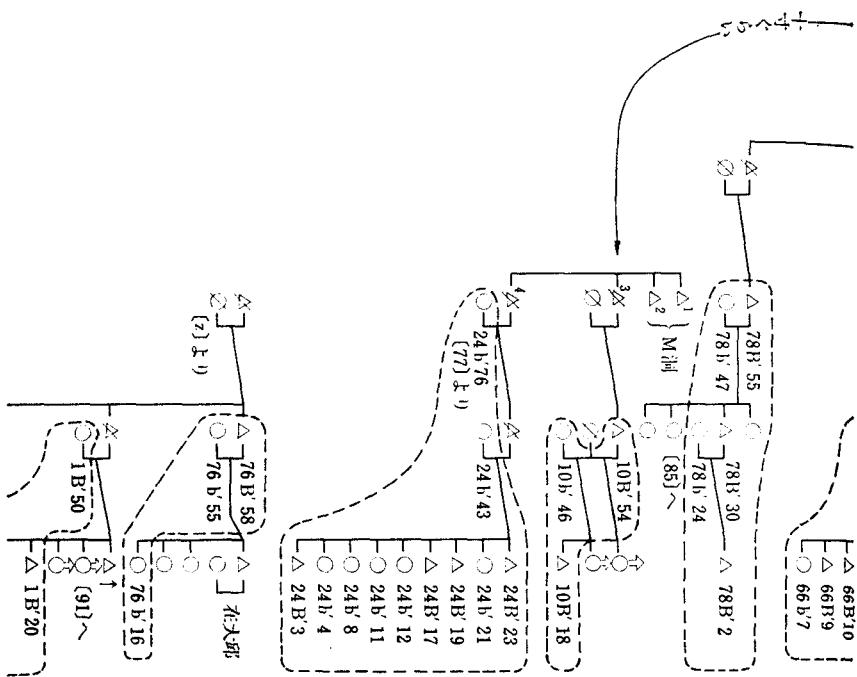
B'姓 女



[56]

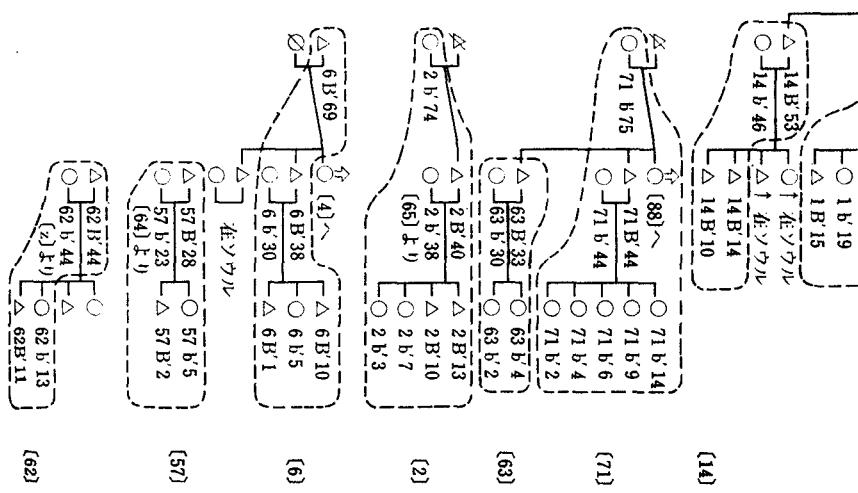
(44) ~

在釜山

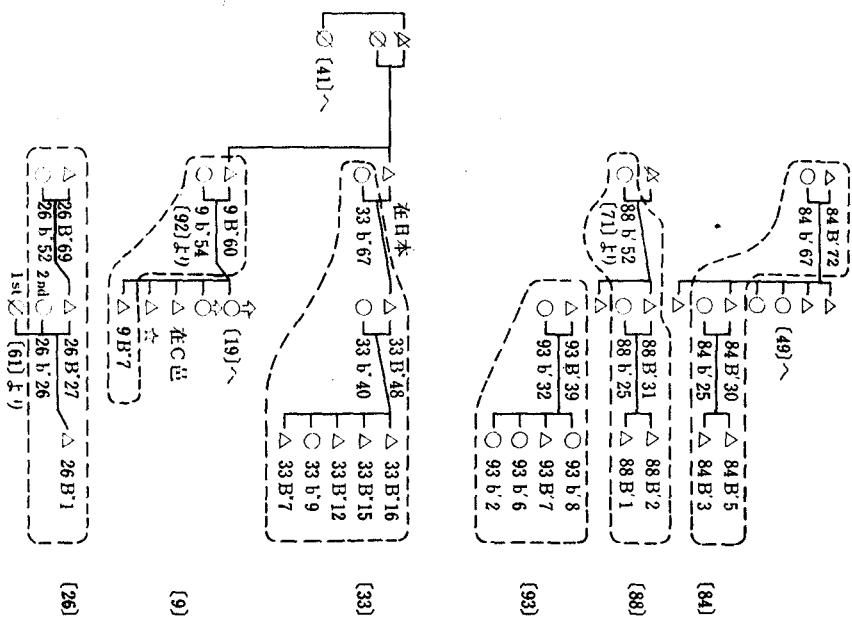


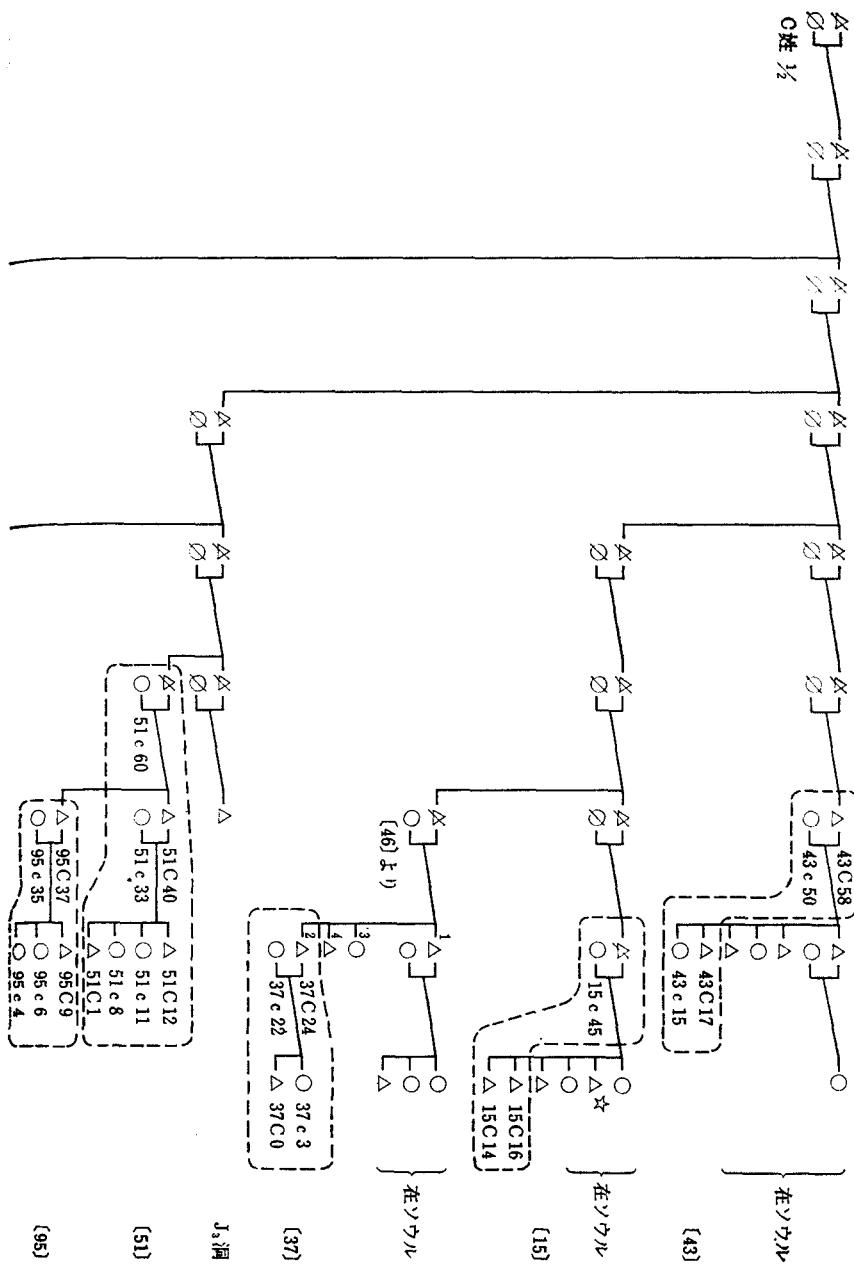
[76]

(1)



日姓





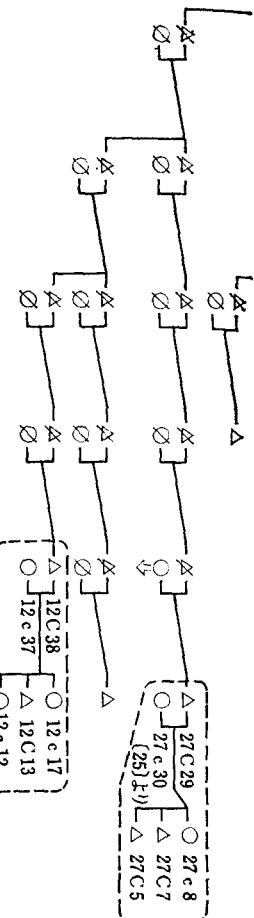
O姓 系

I<sub>2</sub> 姓{(27)}  
△ 27C 7  
○ 27c 8  
○ 27C 30  
△ 27C 5

{(27)}

{(25)}  
△ 27C 5

{(12)}



D姓 系

{(41) より}  
△ [29] へ  
○ 65d 51  
△ 65D 23

{(65)}

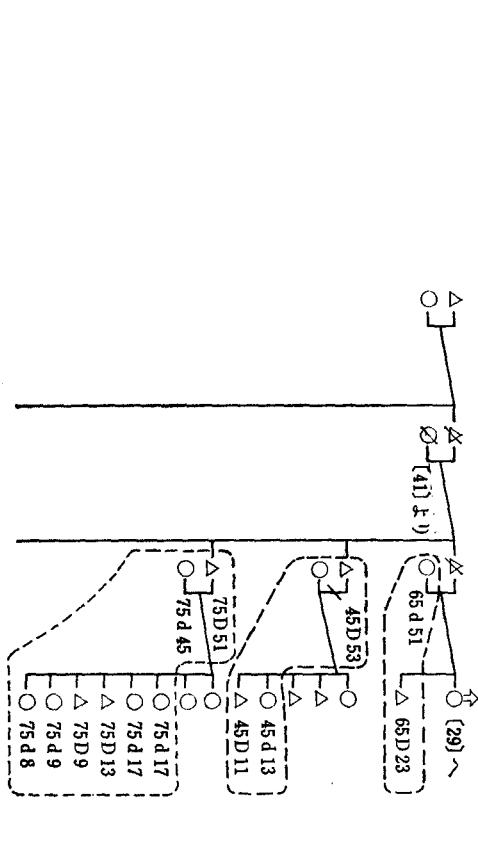
在金山

{(45)}

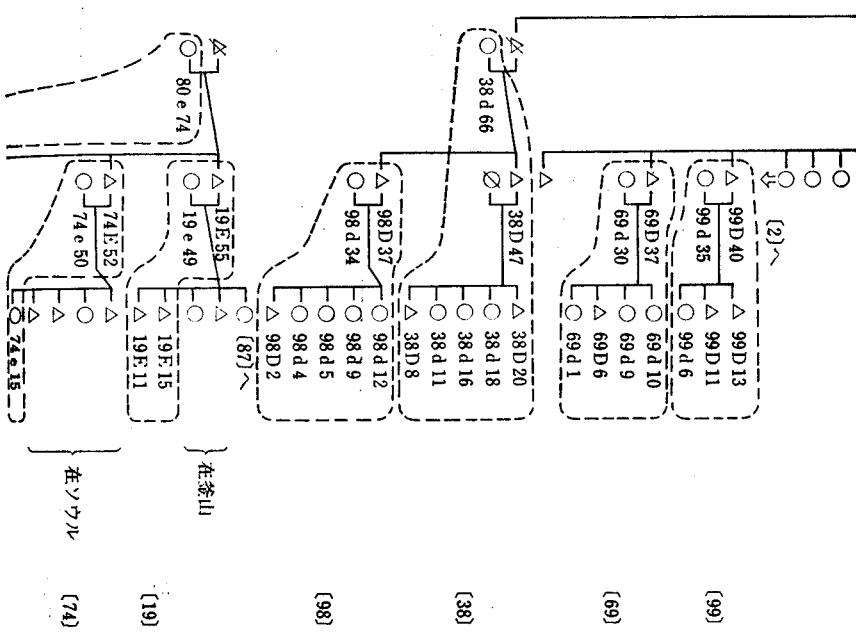
在金山

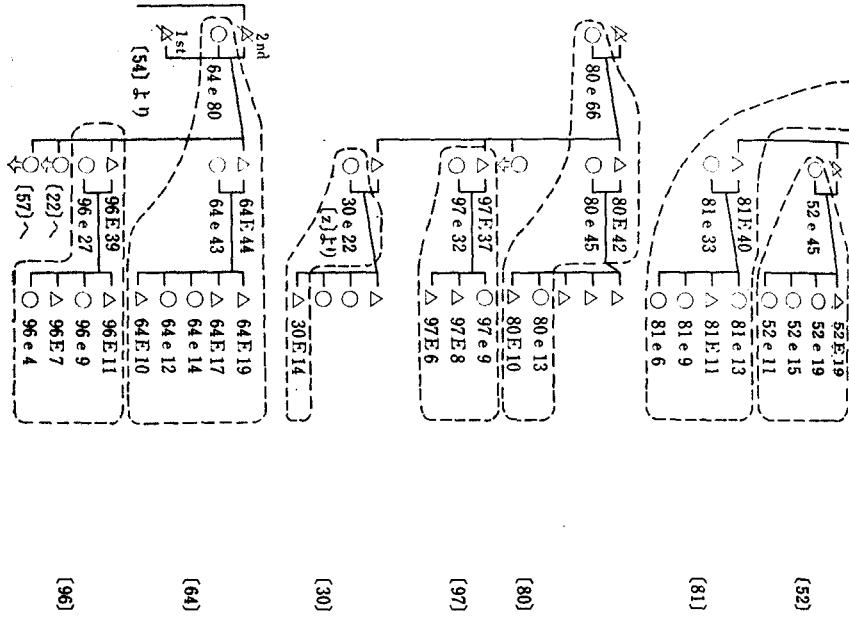
{(45D 53)}  
△ 45D 13  
○ 45D 11  
△ 75D 51  
○ 75d 45  
○ 75d 17  
○ 75d 17  
△ 75D 13  
△ 75D 9  
○ 75d 9  
○ 75d 8

{(75)}



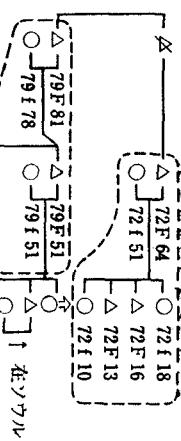
D姓 2/2



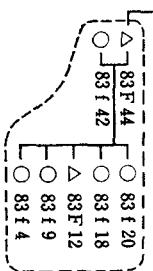


F性

{72}

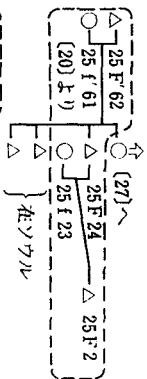


{79}

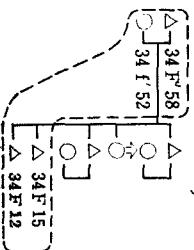


{83}

{25}

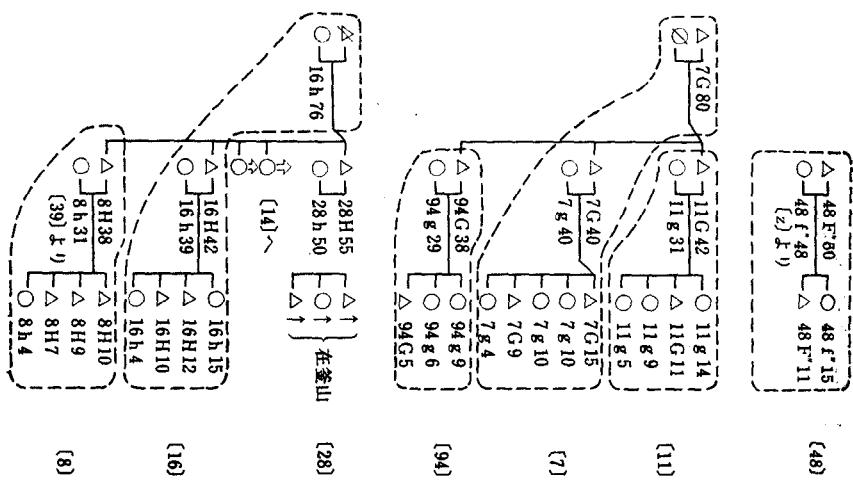


{34}



四

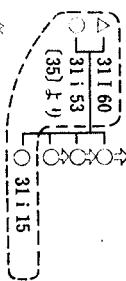
工  
業



I姓

(31)

154



在釜山

(32)

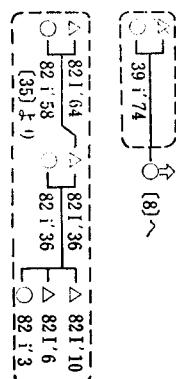
(33)

I姓

(39)

(82)

(83)



J姓

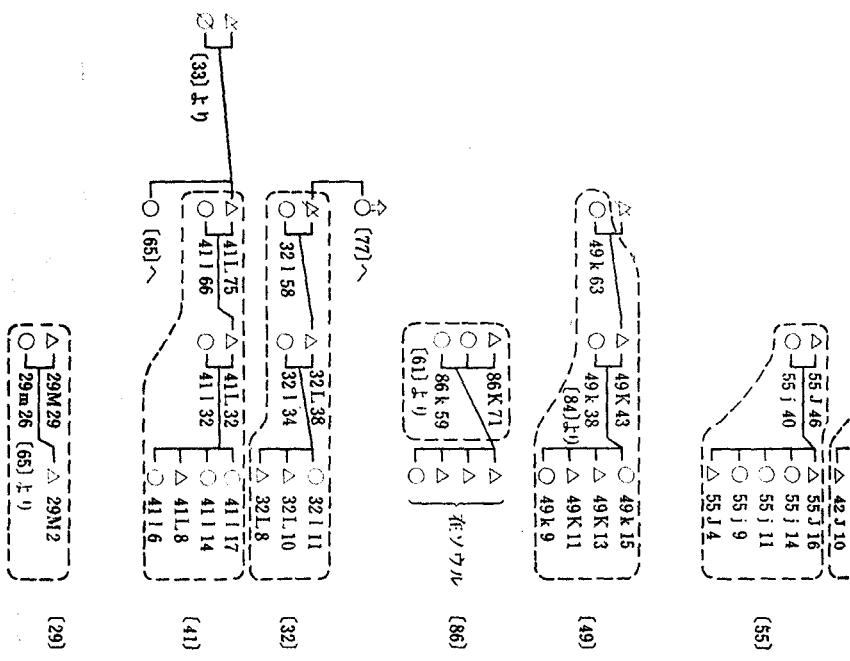
(42)

(43)

卷之三

大辭

「姓



M姓 1/2

N姓

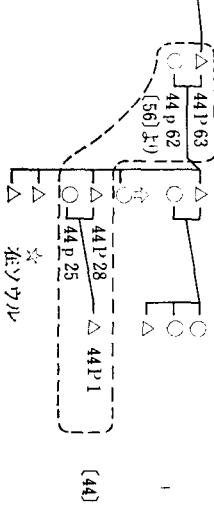
[70] 

70M55 → (1) → 50N49, 50n38, 50N14, 50N10, 50N6 → 91N35, 91n29, 91N8, 91n6, 91N4

[70]

P姓

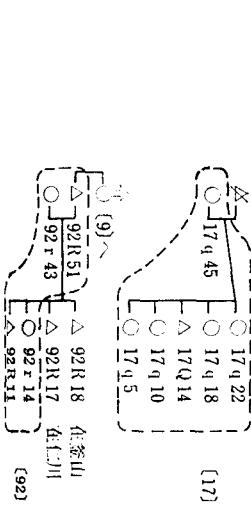
(z) より



\*在ツヅカル

Q姓

[17]



R姓

**写真6** ワカメ干し作業、主に女の仕事、男  
は舟でワカメ採取に



**写真7** 定置網の魚分配。右手  
向うが洞会館



た。外航船に乗り儲けた。これを資金として建売りの仕事を始めたが、時期が良かつたので一財産こしらえた。今は、建売りも頭打ちで別の商売をしているが、働かなくても不自由しないだけの貯えがある。東浦で養殖ワカメを始めた一人で、その仕事は弟67B33がしている。昨年はJ.洞の定置網の株を八十万ウォン出して貰い弟に管理させている。父親5B63は、釜山によく遊びに行くが、妻5b57が未だ若いし年寄りが住むには田舎の方が良いので、末子と魚釣りをしながら暮している。

親ぐるみ離村を考えている例もある。

**例5** 「43」の長男は、ソウルでゴムパッキングの工場を数人で出資しているが最近の不景気で苦しい。ソウルで家を買ひ弟妹たち三人もいつしょに居る。43C58は、C一族の宗孫であるが、すでに還暦を迎えた。

写真8 裏山の畑での除草作業

写真9 Y邑郊外所有地で田植。「協同生産」  
の吹き流しは、田植を請け負っている  
郊外農村の組のもの

る年なのにきつい定置網の仕事を続けるよりは、遠からずここを引払いソウルで老後を送ることに魅力を感じているようである。しかし、田舎で暮してきた老人が大都会に永住地として適応できるか否かの問題については、本洞ではその例が未だ殆ど無いため、それほど深刻に受けとめていないようである。

門中組織の強固な農村では、他の家ナは

ともかく宗家の存続は、門中成員全体の関心事となり、途絶えそうになると様々な手段を尽くして保持に努める。<sup>(14)</sup>ところがこのケースでは、東浦で最も古い父系集団の宗孫が他出の意志を表わしても、他の成員は敢えて止めようとしない。これは、成員に病死者が相次ぎC氏全体の勢力がおどろえていること、都市に一部の成員が出て生活の根拠をきずいている世帯がすでに三戸あり、関心が都会の方を向いていることにも由ると思われるが、より本質的な理由として、本洞での世帯の永続性に対する観念の在り方と関係があるのでなかろうか。すなわち、世帯の永続性といつたものにそれほど執着しないのではないだろうか。

これまでの叙述で、分析概念である世帯という用語を使用して来たのは、現在の東浦洞内の概況を見る上に、洞内

で生活している単位に限定した方が把握し易いという理由からであった。しかし、このあつぎである長男の他出といふ現象を分析する上には、単なる生活単位を超えた祭祀機能をも含み、したがって継続性を属性としても、家の概念が必要となってくる。<sup>(15)</sup> 今、長男の他出という現象が全く起らなかつた時代（実際に有つたかどうかは別として）を想像してみると、そのような状況では、父から長男への家屋・祭祀の相続継承が代々当然のこととして行なわれ、それが仮に父の世帯から長男の世帯への一代ごとの積み重ねであつても、形態の上からは永続的単位としての家あるいは日本の伝統的なイエにみられる直系家族と全く同一のものが見られるであろう。しかし、長男の他出という現象が起ると世帯と家のズレが目立つてくる。たとえば「25」のように長男が家に留まつてゐる間は、連続性は保持されいても、例2のように他出すると、家屋および生計の基盤となる財産（この場合は定置網の株）は次男が管理しているが長男にも潜在的な（おそらく次男のを上回る）権利を持つていることは、その収益を持つて行つてしまふことからも明らかであろう。祖上祭祀も、現在は東浦で行なつてゐるが、仏壇のような物があるわけではなく、長男の意志で何時でもソウルに「持つてゆく」ことが可能である。これを、次男が長男他出のあとをうけてイエを守つてゐる日本の場合と比べると、そのズレの度合の大きさが明らかになるであろう。例3のように、完全に分離した場合は、現在では親と共に生活し家屋を保持している次男の世帯が中心であるが、次の代になると長男の世帯が中心となり、次男の世帯は分出者と同じ資格になる。例4においても、長男が成功してゐる間は、その意志で弟に洞の財産を任せ、将来それが統ければ、弟に与えることもありうるが、親の扶養、祭祀の継承は都市にいる長男に移るであろう。そして、例5のように将来挙家他出した場合には、世帯と家は東浦から消え都會で合流することになる。

韓国<sup>(16)</sup>の家も、日本のイエと同様、家屋の意味をもちつつ、ほぼ家族に相当する社会単位を指す言葉として用いられ

表4 転居の頻度

居住家屋数	1	2	3	4	5	9	計	平均転居回数			
	件 数	22	36	11	2	2	1	74	A	B	C
のべ家屋数	22	72	33	8	10	9	154	1	1.21	0.75	1.85

る。しかし、東浦の資料から判断すると、家族と特定の家屋ないし屋敷との結びつきの弱い点が、日本と対照的であるように思われる。日本の屋敷神に相当する基主<sup>(17)</sup>あるいは家屋神の成主<sup>(18)</sup>の信仰もあるが、これらはその時点での家屋の居住者を守護するのであって、社会単位としての家固有のものではない。また、日本の屋号に相当するものも存在しない。東浦では、主婦の出身地で家族を呼ぶ宅号は殆ど用いられず、テクノニミー、戸主の幼名や渾名、あるいは前居住などを使っていて、が、宅号も含めいずれも、その家屋や敷地とは無関係のものである。

家族と家屋ないし屋敷とのつながりの薄さは、東浦においては、転居の頻繁さに現われている。すなわち、現在の当主の代に建てた二十六戸を除く七十四戸のうち、父の代から現在の住居に居住しているのは、二十二戸にすぎず、残り五十二戸は少なくとも一回多いので九回の転居を経験している。表4のように、三十年間にこの七十四戸が住んだ家屋数の累計は百五十四戸となっているので、一家族が一つの家屋に住む平均年数は十五年間にすぎない。因に、A、B、C三氏の宗家をとつてみても、三十年間に一回は転居しているし、姓氏ごとの平均頻度も極端な開きはみられない。  
 このような洞内での頻繁な転居は、世帯人数の増減や経済的要因だけでは説明しきれない。これらの要因は、他の社会でも常に起ころうる性質のものであり、必ずしも転居という手段によらない対処法もありうる。東浦では、このような要因が有れば勿論、無い場合でも子供が次々と亡くなったり不運が続くと、現在住んでいる家と合わないとして、別の家と交換したり、買い取って移ろうとする傾向がある。つまり、家屋と家族の運勢についての観念が大きな要因となっていると考えられる。<sup>(19)</sup>この要因に基づく買い換え需要は、潜在的に常にあるものらしく、25F'62は次のように述べ

ている。

この家は、建ててからずっと、子供も一人として亡くなつた者も無く、間借りした者は副面長になつたり金儲けして出世しているので、もし売りに出せばすぐ買手がつくだろう。

このような、一般的に縁起の良い家だけでなく、住人と家の相性のようなもの、つまりその家に合っているかどうか人によって異なるので、ある人にとつて芳しくない家でも買手がついて、次々に主が変わってゆく。このような流动性は、日本の多くの伝統的村落のように、家族が一つの家屋に代々住み続ける傾向の強い社会に比べ、近隣関係や地域集団の凝集性を阻む要因となることは明らかであろう。例えば、仮に日本の組のような集団が組織されていても、そのメンバーの大半が十五年ぐらいで入れ替わってしまつては、労力や物の長期的交換を伴うような機能は持ちえないことになる。

**転入** ここで、洞を越えた流动性を見るため、現在東浦にある社会単位としての家<sup>アカ</sup>が、何年くらい続いているかを検討してみよう。表5は、ワカメ岩の分配のための入洞年代の記録を手がかりに、十年間隔で当時の戸数をまとめたものである。ただし、この記録は、最近作成されたもので、前の資料から転記する際、当時すでに離洞していた分については省かれている。それで、この資料からは揃めない他戸数を加えたものが、当年の実戸数となる。例えば、四十年前から東浦に引きつづき居住しているのは、現存百戸のうち三十八戸にすぎず、残り六十二戸のうち三十五戸が洞内での分出、洞外からの流入は二十七戸になる。なお、表5により、当時五十四戸であったことから、当時まで現在までに他出した戸数は、十六戸と推定される。この数値からも、また洞民たちの一般的な発言からも、本洞で

表5 現存戸の継続年数

時期(～年前)	0	10	20	30	40	50	60
戸 数	100	88	65	48	38	32	29

は、流入戸が他戸を常に上回っていたようである。これは、主として、本洞が交通の便は悪くとも、生活するにはワカメやその他の資源に恵まれていたことと関係している。この転入と婚姻の方に関連があると推測されるので、次に検討してみたい。

**婚姻による移動** 一般に漁村における婚姻圈は、漁民どうしの婚姻、とくに雑姓村落では村落内の婚姻が高率になることが予想されるが<sup>(20)</sup>、東浦では如何であろうか。表6は、現在の東浦居住者の系譜上に見られる婚入者の出身地を、洞別、年次別に集計したものである。これによると、漁村間の婚姻が圧倒的に多く、農村からの婚入者はきわめて少ない。また釜山、ソウルなど都市からの婚入者も最近やや増えている程度である。

しかしながら洞内婚は三十四件と全体の一・七ペーセントにすぎない。しかも、この内訳をみると、東浦の女性がいたん他洞へ嫁出して、夫と共に戻つて洞内に住んでいる八例、他洞の男子が来住して東浦の女子と結婚し、洞内に居を構えている、いわゆる広義の「妻家暮し」(ch'oggasari)十一例を除き、婚姻時双方の生家が洞内にある組み合せは十五例、九・六ペーセントにとどまる。これは、同じく東海岸の漁村石屏<sup>(ソグンビ)</sup>の数値に近いばかりでなく、内陸の典型的両班農村である良洞里の場合とも大差の無い値である。東浦でも「便所と親庭(実家)は遠くに作れ」というノルムは他の地方と同様存在している。これは嫁の実家が近いとすぐ帰るからという理由よりは、「韓国では、とかくサドン(夫と妻の両親、親族)間の話が多く、こちらでああ言った、あちらでこう言つたと話がゆきちがいが生じ易く仲が悪くなりがちなため」という意味づけをしている。

表6 婚入者年次別出身地

洞 戸数	年代 不明 1914	1910	1915	1920	1925	1930	1935	1940	1945	1950	1955	1960	1965	1970	1975	計
		1914	1915	1920	1925	1930	1935	1940	1945	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1979
漁村 A															1	1
B													1		1	1
C													1		1	1
D													1		1	1
E													1		1	1
F	1												2			3
G																
H																
I																
J <sub>1</sub> 100																1
J <sub>2</sub> 142	4															2
J <sub>3</sub> 103	4															11
K <sub>1</sub> 77	4															7
東浦 100	100	11	1	1	1	3	2	1	3	3	1	5	2	1	1	34
K <sub>2</sub> 85	1		1		1			1								3
L <sub>1</sub> 600																4
L <sub>2</sub> 77	1															3
L <sub>3</sub> 243																
M <sub>1</sub> 196	5				1	1			1		2	3				13
M <sub>2</sub> 74	3									3	1					7
M <sub>3</sub> 55	1					1			1		1		1			5
N 93	1															1
P 176	4								1		1	1				7
Q 96	5							1			1			2	1	10
R 52																2
S 222	1			1					1					2	1	4
T 134	1															1
U 1																1
V 151	1												1			2
W																1
X										1						1
農村 y <sub>1</sub>		1							1		1					3
y <sub>2</sub>									1							1
その他	2								1		1		1			5
都市 ソウル														1		2
大邱													2			2
釜山								1	1							2
その他	1														2	3
不明														1	1	2
計	53	1	2	3	1	2	10	6	10	8	12	14	16	10	8	156

出身地は聞き取りによる。アルファベットは図1に対応。

むしろ、東浦の婚姻に関する特徴としてあげられるのは、妻方居住婚の件数が十九例（一一・七パーセント）となり多いことである。この妻方居住には、広・狭の「妻家暮し」と、いたん洞外に嫁出したが、何らかの事情で妻の生家のある本洞へ家族ごと転入して来たものがある。狭義の「妻家暮し」は、文字通り、結婚後妻家にいたん同居するものであるが、自分の姓を保持し子は父姓を継ぎ、適当な時期に妻家を離れ自分の家に住む。広義の「妻家暮し」は、結婚当初から妻家のある本洞で生活するが家を別にするものを含む。これは、典型的な夫方居住婚と異なり、夫にとって自己の父系親族が洞内に無く、日常生活においては妻家およびその親族との関係が密接な点では、狭義の「妻家暮し」と本質的差異はない。そして、通常の夫方居住でなく妻方居住を選んだこと自体、夫または妻の側に、妻家との関係を密接に保つ必要があったわけである。たとえば、経済的に妻の里に住んだ方が有利であるとか、妻家に労働力が必要であるという要因を通して、とくに最初のうちは親密な出入りがみられる。しかし、代がたち、男子が多ければ、自己を派祖とした父系集団をなすことも可能であるし、自分の代においても、しばらくすると反抗期の子どものように、妻家から自立する傾向を妻と共に示すことがある。

27C29は、M<sub>2</sub>洞で生まれたが、父親を二歳の時亡くし母が再婚したので祖父母に育てられた。祖父が再婚し繼祖母になつたので、母のもとに行き母の後夫から潜水を習つて、潜水船をやつて43C58の父の船に乗り組み働いていた。この船を買取つた25F62の長女と結婚し、洞内に居を定めた。当時、借金が沢山あつたが、25F62から船を貰い一生懸命働いて一、二年のうちに全部返済したばかりか、船も新しいのに替え、最近25F62からの応援も得て水田八百坪余りを買い入れた。それでも、米も「25」から貰つたり、子ども達も外家（oega 母の実家）である「25」に入り浸り、極めて親密な間柄である。しかし、それでも25F62は、「これだけいろいろ面倒を見てやつても27C29は、一向それをお難いと思わないし、その妻は食糧や燃料を借りて行つてもきちんと返さ

ない」と不満気味である。一方、27C29やその妻27C30は、ちょっと「25」と気まずい事が起きたと他人に対しても内情をかなり辛辣に話している。洞の人々は、C氏の者も含め、27C29が「25」を妻家としてもつて立るべきだという意見が強い。

この例は、27C29が東浦の大姓であるC氏のチバン（宗孫とは十寸以上はなれていが）に属しているので、他の多くの「妻家暮し」の例の典型とはいえないが、他姓が妻家のある洞に定着してゆく過程の一面をよく表わしていると思われる。たとえば、C氏と同じ七戸を数えるD氏は、先代が「41」の娘と結婚し、「妻家暮し」をしたのが増えたものであり、男児運と経済力に恵まれば、かなり短期間の間に、他所者が地歩をしめることが可能である。最初は庇護者であった妻家やその一族が、世代の交替と共に単なる外家に、さらには競争者となり、条件によっては新入りが旧くから本拠を構えていた一族を逐い払うというケースさえ起こりうる。これは出入りの自由な雜姓村落だけなく、单姓両班村落でも時々見かけられる現象である。<sup>(28)</sup>

このように、婚姻に由るにしても、親族関係を頼って転入するにしても東浦の人々がどのような父系組織をもつてゐるか、或はもつていないかが問題になるので、次にその点を検討してみたい。

**父系親族** 東浦は、いわゆる各姓部落の典型で、十七姓、同姓でも本貫の異なるものを区別すると実に二十二の同本同姓単位に分かれる。姓氏をアルファベット表記、実際のまとまりをもつグループごとに分け世帯番号を示すと表7のようになる。

注意すべきは、同本同姓は、族外婚の範囲とはなつても必ずしもまとまりをもつた集団を構成していないことであ

表7 同姓同本単位の構成

単位	世帯数	構成世帯の番号
A	19	(3, 4, 13, 18, 20, 23, 36, 40, 47, 54, 58, 60, 61, 68, 73, 77, 85, 87, 100)
B	8	(5, 21, 22, 35, 46, 59, 67, 90)
B'	17	(10, 24, 56, 66, 78), (1, 14, 76), (63, 71), 2, 6, 57, 62, 84, 88, 93
B''	3	(9, 33), 26
C	7	(12, 15, 27, 37, 43, 51, 95)
D	7	(38, 45, 65, 69, 75, 98, 99)
E	9	(19, 52, 74, 81), (30, 80, 97), (64, 96)
F	3	(72, 79, 83)
F'	2	(25, 34)
G	3	(7, 11, 94)
H	3	(8, 16, 28)
I	3	31, 53, 89
I'	2	39, 82
I''	1	48
J	2	42, 55
K	2	49, 86
L	2	32, 41
M	2	29, 70
N	2	50, 91
P	1	44
Q	1	17
R	1	92
計	100	

(凡例) アルファベットは姓、本貫はダッシュの有無で区別。

( ) は、まとまりをもつグループを示す。

ゴチは広狭の「妻家暮らし」として入村。

表8 雜姓集落東浦における同本同姓単位のまとまり

I	1戸のみ	I'', P, Q, R	4戸
II	同本同姓の各戸が、相互に 関係のうすいもの	I, I', L, M, N	11戸
III	同本同姓内が、まとまりを もたない部分ともつ部分に 分かれているもの	B', B'', E	29戸
	イ. まとまりもたぬ部分	B' 7戸, B'' 1戸, 計 8戸	
	ロ. まりまりもつ部分	B' 3戸, 2戸, B'' 2戸, E 4戸, 3戸, 2戸, 計 16戸	
	a. 兄弟関係	B' 5戸	計 5戸
	b. 違い関係含む		
IV	同本同姓内がひとつにまと まっているもの	A, B, C, D, F, G, H, J, K	56戸
	a. 兄弟関係	D, G, H, J, K	計 20戸
	b. 違い関係含む	A, B, C, F	計 36戸
			計 100戸

る。例えば、I 氏三戸は、相互に父系親族としての往来を殆どせず、まして相互の具体的な系譜関係は不明である。

また、B' 氏は姓氏の上では A 氏に次ぐ多數をしめているが、その中身のまつまつは五戸、三戸、二戸のグループに分かれ、その他の七戸は全くバラバラで、異姓の世帯に対するのとほとんど変わるところが無い。

そこで、単位内のまつまつに留意し分類してみると表 8 のような数字が得られる。つまり、一戸ずつのもの(I)、同本同姓だが相互に関係がうすく一戸ごとにバラバラのもの(II、IIIイ)の計二十三戸は、洞内での帰属父系集団を、現在のところもつてない。残りは、何らかのまつまつをみせているが、そのうち兄弟またはそれに準ずる近い系譜関係のみにより構成されているもの(IIIa、IVa)三十六戸は、果たしてその結合が父系集団自体によるのか、近い系譜関係の反映で、それが遠くなれば分散してゆくのか判別し難い。したがって、父系関係により集団化していることが明確なのは、遠い系譜関係をも含みながらも共同の活動を行なっている IIIb、IVb の四十一戸である。ただし、F' 氏二戸は次に記すように現在では共同活動を行なわず、II の範疇に近付いている。

25 F' 62 によれば、終戦直後本洞に来住して暫く「34」とは寸数は不明であるが同本同姓とすることで忌祭祀に参加するなど父系親としての多少の往来があった。十七、八年前、Y 岳の同本同姓の人から族譜改訂の話があつたので、自分の家族の生年月日等の資料を属する派名を書き出したが、ついでに 34 F' 58 も誘って、本当は別派だが自分の派に結びつけ申し込ませてやつた。自分も当時、幼い頃去つた本拠地の親族との連絡がついていなかつたので、細かい系譜関係は解らなかつた。その後連絡がつき、数年前、オバの葬式を行つた時、宗家に保管してある旧版の族譜と照合したら食い違つてゐるのに気付いた。それで、この新版は「34」のように全く族譜を持ち合わせていなかつた場合にはそれなりに役立つだろうが、自分にとっては、子の生日（生年月日）や忌祭祀の紙榜（位牌）を書く時に利用する位のものである。

このケースで両者は、行動の上では、殆ど父系親のつながりを持たなくなっているが、認識の上では、族譜上の記載は仮のものであることを認めつつも、父系のつながりを何らかのイディオムとして利用する（した）可能性は否定しない点で境界例として興味深い。

B'氏の五戸グループは、B'姓のうちでは珍しく忌祭祀の参加や日常の往来でも比較的密接なまとまりを示している。これは、「56」が終戦直後に来住してから、四十、五寸の関係のある「66」、「78」が、また十寸ぐらいの関係にある「10」、「24」がM洞およびその付近の地域から移住して来た事が大きな要因となっている。すなわち、これらの家は、前住地においても親族集団をつくりていたもので、「56」の三戸と、「10」の一戸がひとつの活動集団となつて居るのは、本洞で数が少ないと困るものであろう。といつても、中国社会で時折見られる全く関係の不明な他の家を糾合（Fusion）によって新たな系譜関係なりシンボルをつくりあげ大がかりに集団化するような傾向は本洞には見出せない。

A、B、C三氏は、東浦でもっともまとまりをもった父系集団である。いずれも共有財産を有し、忌祭祀、墓祀、正月（Sai na）、秋夕には、一同が集まりあるいは手別けして祖先を祀り、婚礼、葬式、回甲等の通過儀礼を手伝う。いずれも、理想としては長男系で伝えられる宗孫があり、現在は族譜を保持し、問題のある時の集りの中心となつてている。C氏の共有水田二百六十坪は二十年位前、宗孫43C58の名義になつたが、現在でも秋夕前に共同で行なう墓の草刈の時の昼食は、この田の収穫で賄われる。B氏の宗物は隣接のK<sub>1</sub>洞に、墓地と畠三百坪があつた。K<sub>1</sub>洞にあるのは、来住時東浦にはすでにC氏が占拠していたので、無住だったK<sub>1</sub>洞の土地に墓と畠をつくつたと伝えられる。この畠を、現宗孫21B55の祖父の弟の妻の兄弟が小作し、その代り墓の草刈を行なつて居たが、農地改革でそのままになり返してもらつていない。この小作人の葬式には、B氏から一人も参加しなかつた。A氏にも共有財産の畠

(二百五十坪余り、もと水田だった) があつて、現在宗孫77A 49の名儀になつてゐる。

この土地は、昔 A 氏の祖先の一人がし洞からの帰途水死体をみつけ、かついで山に登り、A 氏入郷祖の墓の隣に雪のつもつてないところがあつたので、そこに埋め、全羅南道の人(他姓)であることが解つたので連絡してやつた。埋めた人は、後で A 氏の老人たちから、祖先の横にどうして他人を埋めるのかと厳しく叱られ、逃げ出し行方不明になつた。全南の子孫は偉い人が輩出し、A 氏に烟を買つてくれた。<sup>(24)</sup> その後この墓に石碑を建てたが、かえつてその後の子孫は死に絶えたり落ちぶれたりしている。

このように、宗物といつても両班村落におけるそれと比較すれば、極めて微々たるものであり、しかも必ずしも子孫が自力で形成したものばかりではないが、収族機能を果たすとされている族譜や宗物を保有していること自体、この漁村における父系集団の性格を考える上で、大きな意味をもつものである。

これらの族譜は A、B、C 三氏の来住年代を推測する手掛りを与えてくれる。  
族譜によると、A、B、C 三氏の入郷祖の生年は、

A 氏 六代前 一七五七生

B 氏 八代前 一七一六生

C 氏 六代前 一七四四生

となつていて上記の口碑の順とは一致しない。それで、三氏の族譜の内容を検討してみよう。

B 氏については、李朝時代 Y<sub>2</sub> 洞に住み、山林も丁洞に及ぶほど広く所有していたが、現在 Y<sub>2</sub> 洞で両班として勢力をもつてゐる W 氏の祖先が入つて来て、騙され訴訟沙汰になつたが敗れ、海岸の東浦に移住したと伝えられている。今

宗孫の役をつとめる〔21〕にあるB氏の族譜は、東浦にある族譜のうち、質量とも最もしっかりと保存状態も良い。一八七三年の一冊本、一九二二年の三冊本、一九五〇年代の一冊本と三次にわたる版本が祖先の詩集と共に保管されている。そのうち、最も古い一八七三年版にも、本洞B氏の直系祖先の名が現われており、その後の版の記述とも整合性を保っている。これは、おそらくB氏が本洞に入るまで、両班としてのステータスを保っていたことと関係があると思われる。もつとも入村当時の状況を直接伝える資料や口碑は残っておらず、果たして移住前後の混乱期に族譜への係わりが継続していたか否かは不明である。しかし、仮に中断していたにしても、本洞で安定した地歩を占め、族譜への関心を抱くようになってから、以前の系譜とのつながりをつけることは、せいぜい百年足らずの空白においては、それはどの困難はなかったであろう。もちろん、族譜へ記入されB氏門中の帰属が明確であるとしても、漁村居住という事実はその門中においてのステータスに影響を及ぼしたであろう。B氏の族譜の記載の信頼性を示す傍証としてY洞のW氏の族譜がある。これによるとW氏の入郷祖（一六一〇—一六七四）の息子が一六七二年に科挙に合格、その孫も生員となっている。B氏敗訴の理由としてW氏側に高官が居た事があげられているが、これが事実とすると、その年代は少なくとも一六七一年以降となり、上記B氏入郷祖の生年一七一六年と矛盾しない。

一方、C氏の族譜における入郷祖の六代という世代は、いかにも新しすぎる。五代以前の記事が、ほとんど直系のみで記載され、また十二代前に来住したという伝承（ただし一人のインフォーマントによるもので信頼性に疑問が残るが）とも合致しない。族譜は、宗家に一九五九年版十二冊一揃があるのでそれ以前のものは無い。そして、六代前の入郷祖以下をY東浦洞派と独立させて載せ、現存世代と入郷祖の間に脱落があったとした方が無理がない。墓も七代以前は、本洞とは関係の無い地名にあるから、おそらく六代以前の数世代（もし上記の十二代という口碑が正しければ六代分）が脱落したものと考えればA氏は勿論B氏よりも先に入郷したという伝承とも矛盾しない。C氏の場

合、墓も火葬が多く不明の分がいくつある。A氏の族譜にある入郷祖は一七四四年生まれの六代前であるが、これはB氏より遅く入ったという伝承とも一致し、墓に関する記載も現在墓誌でまわっている位置とほぼ一致している。ただし、この族譜は一九七六年作成で、それ以前は、本洞の宗家〔77〕にも族譜は無かつたと伝えられること、大海公派として巻末近くに載せられていることなどから判断すると、比較的新しい入村以降の伝承を、この族譜作成の時記録として定着させたのではないだろうか。

以上から、A、B、C三氏の入郷については、C氏が壬申乱（文禄慶長の役）後、次にB氏が十八世紀中葉、さらにA氏が十八世紀後半と推測してもそう大きな誤りは無いであろう。

さて、これらのまとまりを東浦の人々はどう呼んでいるだろうか。チバン（chibān）という語がもっとも広く用いられている。チバンには、父系集団を表わすより八寸ぐらいまでの父系範囲を示す狭義の用法もあって、BやCのように系譜深度が深いものを示すには必ずしも適当ではない。しかし、ひんぱんに用いられる「族親」は、同門同氏という意味で門中全体に広がるし、「一家」もどちらかというとチバンの狭義の範囲を超えた十寸、十一寸以上の父系親（時には父系以外の親族関係）を示すのに用いられる。<sup>〔78〕</sup> 親戚（chin ch'ok）には妻家など父系親以外も含まれる。というわけで、他により適當な語が無いので、広義のチバンを当てることが多い。

このように、洞内の成員が共同することが多いが、それにのみ注目することは洞を超えた拡がりを無視する危険がある。C氏の分布は、比較的孤立して東浦に局限される傾向があるが、それでもJ<sub>1</sub>洞に一戸、隣のK<sub>1</sub>洞に三戸のチバンがあり、墓誌などの時には東浦に来て参加する。B氏は、海岸部にはG洞に三戸、L洞に四戸、P洞に一戸、

表9 花樹会を通しての洞外とのつながり

時期、場所等	連絡所	範囲
A 每年旧3月交替	Y邑	海岸部他洞各1~2戸
B 3年に1度Y邑で		郡内海岸部十数戸、農村部数十戸
C 花樹会なし		J <sub>2</sub> 洞1戸、K <sub>3</sub> 洞3戸
D 交替(釜山~Y邑)毎年	Y邑	Q洞40戸
E 花樹会あり	K <sub>2</sub> 洞	郡内(族譜ソウルで)
F "	Y邑	M洞に30戸ぐらい。ソウル~釜山
H "	ソウル	Y邑に多い。海岸T <sub>2</sub> 、K <sub>2</sub> 、K <sub>3</sub> 各洞のみ。族譜ソウルで

W洞に三戸と分布しているほか農村部に二十戸~三十戸をしめる洞が郡内に三ヶ所あり、斎室もあって、総計百戸ぐらいある。三年に一度、郡内のB氏の花樹会がY邑の旅館で開かれ、会費制で百五十名位集まる。A氏は、この海岸一帯では、東浦が一番多く他の洞は一~二戸ずつであるが、農村部にもあり、毎年旧3月に集まって遊ぶ。場所は毎回変わるが、忙しいので東浦からはあまり参加しない。連絡場所はY邑にある。族譜の編纂の時は、本貫の根拠地である平海から直接連絡に来た。このような花樹会によるつながりは、弱少氏姓の多くも持つており、むしろ関心は強いといえるかも知れない。花樹会が開かれてもこの洞から実際に参加するのは、ごく僅かで、それも数年に一度年寄りが出席する程度であるが、それを通じて連絡網の中に加えられ、族譜などに関わりをもつて至る機会が出来てくる点では重要である。

最後に現在の本洞の創設と関係のあるC氏、A氏についての言い伝えを記しておこう。

洞の由来について話題が及ぶと、必ず「B氏コルモク(kolmok)、C氏トジョン(t'ojon)」という口碑が持ち出される。これは「C氏の土地(t'ejšin)(敷地)にB氏がやってきてコルメギ(kolnaegi(洞の守護神))になった」という意味である。<sup>(26)</sup>慶尚道の東海岸一帯では、このように有力開拓氏族の姓をとって、その一族だけではなく、洞全体の守護神として祀られ、とくに最初に来住して来た者を洞の敷地の

神、後來の有力氏族をコルメギと「神並べて祀る例がしばしば見られる。しかし、これは現在の勢力分布や順位とは必ずしも一致しない。たとえば、東浦において現在數的に優勢なのは、後から来住したA氏となつてゐる。また、これらの一神をC氏、B氏が自分たちの祖上チヨサン(chōsang) 先祖)と意識している様子は無いし、他の姓氏の人々もこの二氏の先祖というよりはむしろ洞の最高神という感覚で拝んでいるようと思われる。前記の口碑は昔話としてで、神の内容の説明ではないのであるまいか。この点については、もっと綿密な調査が必要である。

次に、一章と二章で述べたような環境と家や親族を背景にもつ東浦がひとつ村落としてどのようなまとまりをもつてゐるのか、洞組織と洞祭を通して記すことにする。

## 二、洞の組織

洞は、日本のいわゆる自然村に匹敵するような独自の結合を伝統的にもつており、現在行政の側からも末端の単位として利用されている。すでに述べたように、東浦は雜姓部落として親族面から單姓部落のよだな結合を期待できない。それにもかかわらず、洞としてのまとまりを保持しているのは、かつての郷約的習俗が薄れた現在、行政的機能、石ワカメの権利や水田の共有と管理、埋葬時の手伝い等の他なかんずく重要なのは洞神への信仰と祭祀に由るものである。

**役員** 洞には、表10のような役員が置かれている。洞長は、面事務所と洞民の行政的接点の役割を果たし、戸籍、納稅關係や種々の伝達事項を伝えるほか、洞全体をとりまとめ、洞に關係のある事業(例えは道路改修、防波堤建設

など)の補助金獲得をめぐる他洞との競争で有利になるよう導いてゆく手腕とリーダーシップが要求されている。A伯海は、一九六一年から十五年間洞長をつとめ、数多くの「近代化」事業を手がけ本洞が郡内で模範村となるのに大いに貢献をした。一九六八年に農漁村電化事業で、L、M両洞と東浦の競願となっていたのを勝ち残り、屋内部分は水産協同組合、屋外部分は五年据置き十五年返済の融資を受けることができた。一九六八—一九七二年のY邑への道路改設工事でも自己負担金三百五十万ウォ<sup>(2)</sup>ンに対し、約三倍の補助を受けて完成した。一九七〇年のワラぶき屋根改良事業では、行政命令に対し殆どの洞民が、金が無いからと反対したが、二ヶ月後には七名から成る推進委員会を構成、材料を商店に発注、当時車の終点である峠の登り口の広場まで持つてこさせた。す

写真10 浜での女児の遊び



写真11 「チゲ」で廃船の古材を自宅の庭に運び入れたところ



写真12 セマウル作業で狭い道を広く

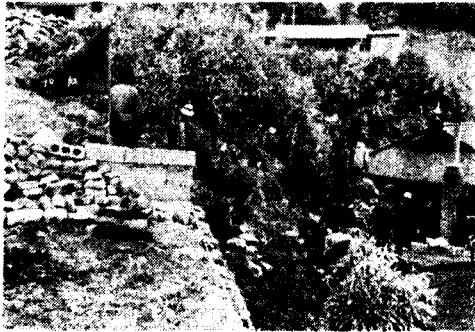


表10 洞内各種役員（1979年4月現在）

職名	人名	関係上級機関
洞長 (1)	47A33	面事務所
〔有司 (1)	56B'52]	
班長 (4)	6B'38, 26B''27, 63B'33, 88B'31	
ワカメ岩牌長 (4)	6B'38, 35B42, 64E44, 71B'39	
水田牌長 (4)	6B'38, 36A47, 64E44, 71B'39	
開発委員 (7)	6B'38, 7G40, 16H42, 26B''27, 33B''48 35B42, 36A47, 47A33, 51C40, 56B'52 63B'33, 64E44, 67B33, 71B'39, 77A49 88B'31, 96E39	
セマウル指導者 (1)	67B33	
マウル金庫会計 (1)	25F'24	
婦女会会长	11C45	
水産協同組合理事	36A47	三ヶ面水協
総代 (1)	67B33	
漁村契長 (1)	35B42	
漁村契委員 (10)	6B'38, 7G40, 16H42, 36A47, 46B44 51C40, 56B'52, 64E44, 67B33, 71B'39	
漁村契幹事 (1)	96E39	
農業協同組合総代 (1)	16H42	Y面農協

でに自分で瓦やトタンの屋根に改良済みのものが三十戸位あり、残りのうちA氏とC氏に属する約二十戸が支持してくれたので、これら五十戸で、反対派の分も含めチゲで峠を越え庭先まで運んでやつたが、家の内から出て来ようとしなかつた。木材、スレート、トタン、人件費など一戸平均十二万ウォンかかったが、洞で立て替え、一年後から分割無利子で徴収した。その後資材費が値上がりしたのと、ワラ屋根の場合に必要なワラ運搬（洞内に水田が無いのでY邑から運ぶ）、しごき、ふきかえといった人件費が節約できるので、強硬だった反対派の人々も感謝するようになった。Y面では、第一号で、他洞は二、三年後になつて始めた。一九七一年と一九七二年の二回にわたって簡易水道工事を、第一次は四〇%の補助金を得て、行なつた。七年と二年の十月には、洞長の中央教育会で発表一等を獲得、大統領に会うことが出来た。Y邑二十

表11 歴代洞長

人名	就任年(満年齢)
47A33	1978 (32歳)
16H42	1975 (38歳)
OA48	1961 (30歳)
77A49	1959 (29歳)
21B79	1955? (55歳—2回目)
15C70	1945 (36歳)

四洞中最初に自立洞に昇格した。

このように現在、中央の強力な指導のもとに農漁村の近代化政策が行なわれているが、補助金の優良地区への傾斜配分の傾向が強いため<sup>(3)</sup>、いかに上にアピールし、計画を実現してゆくかは指導者層の外交的手腕如何により大きな差異が生ずるようである。

また、面事務所との連絡も頻繁であるのと、おそらく韓国の伝統的な年齢感覚により、洞長職は、長老ではなく青年から中にかけての働き盛りの者が代々とめている(表11参照)。この地方の洞長の集りをみても、三十代～四十代が大部分で五十代の者は稀であり、筆者のこれまでの韓国の滞在経験でも、比較的年長者が経験や年功をもとにつとめることが多い日本の「村長」や「区長」とは異なった役割が期待されているようである。<sup>(4)</sup>また、表10で明らかのように役員のほとんどが三十代から四十代で占められているのも、年齢層序社会の特徴を反映しているとみなせないだろう。<sup>(5)</sup>

洞長には、面から月二万ウォンの手当てのほか、春・秋の麦と米の収穫後各戸(洞長および班長を除く)から、それぞれ千八百ウォン、三千六百ウォン納める。合計すると年収約七十万ウォンになる。その他の役員は、契長のはか、マウル金庫会計も含め無報酬である。

洞は、図2のように、戸数が平均するように四班に分かれている。したがって、新しい家が新基洞の方に増えれば、境界をずらして調整する。<sup>(7)</sup>班長は、洞長の手足となつて納付金の徴集などの雑用をする。任期はとくに無いが、適宜、洞会または班で三十代の青年を選ぶ。頼まれた者は、たいてい引き受ける。

セマウル (see maui 新しい村) 指導者は、洞長、契長と共に若手の幹部の一人で、洞会の指名を受け面で任命する。仕事は、年数回の洞内セマウル事業の計画・実施や、セマウル運動の洞民への徹底などで、洞長のような雑務は少なく、中央での講習など出張の機会が多いので選ばれるのは名誉なことと考えられている。

洞の会計として、かつては「有司」(yusa) が居て収支すべてその手を通し行なわれていた。これには、能力と信用のある者が選ばれる。79 F 81 が長くつとめていたが、引退し当時入村二十五年目の 56' 52 が引き継いだ。一九七八年ワカメ岩の権利が洞から漁村契に移管されたのに伴い、契長が会計も兼ねる形になつた。

契長は、ワカメ、アワビなど本洞での生産物代金の四ペーセントを徴集し、組合に納めたり、船舶出入の統轄に責任を負うなど、洞民の主要な生産活動に直接かかわっており、さらに、上記の会計も兼ねるので、きわめて多忙である。

漁村契委員は、表 10 のように一応決まつているが、開発委員と重複する者が多く、実際には両者合せた形で委員会が開かれる。水協の総代は、ふだんの活動はそれほど忙しくないが、理事・監事の選挙権を持つてゐるため、その選出には激しい選挙活動がくり広げられる。

洞関係の支出は、洞祭、洞会館の維持費、放送設備、電話や防波堤などの工事の調査費や雜費、役員出張費、外客の接待費、洞会の茶菓代などであり、収入はワカメやノリなどの海草やアワビ、ウニなど一年間の採取権の代金が主なものである。この収支計算は、洞祭前の開発委員会で領収証などを一々提示して確認、検算され、さらに洞祭終了にひきつづいて開かれる総会で、日付・項目・金額を逐次読みあげ、質問を受ける形で行なわれる。これは、規模はちがうが契の決算のやり方と同様のパターンで、公開の原則が守られてゐる。

マウル金庫は、月利二パーセントの利子で貯金を集め、二・五パーセントで貸し出すもので、一般の金利に比べ安

写真13 洞会館で開かれた婦人会



(10) いのと洞内で手軽に借りられる点が受けて利用者は多い。一方、預ける方もY邑まで出かける手間が省け、また、会計員との個人的つきあいで出資している。ただ、銀行員に匹敵する業務をセマウル精神として無報酬で行なっているのは、長い目で見た場合、問題であろう。なお、本洞では、ワカメ岩の権利を担保として取り得るのでこげつきの心配が無いことが強味となつていて。

婦女会は、洞内の環境整理のほか、消費節約運動として、毎日炊事で米を計る時少しずつのけておいたり、共同で作業に出た賃金を貯え、敬老会（老人にご馳走をする）や兵隊への慰問品購入にあてている。青少年会は、一度総会を開き、セマウル指導者の司会で、総務、体育、美化、営農技術者などの委員を挙手投票で決めただけであった。なお、行事のある日の朝は、セマウル指導者が学生を召集して部落内の清掃を行なつていている。

小使<sup>ソウシ</sup>は、洞会館に住み込み、会館の管理、維持と洞に関する一切の雑用を行なう。その報酬として、洞の財産である水田二一百坪と畑二百坪の耕作および山林の枯枝を拾うことを探められている。

また、現在の小使は、副業として海岸の砂を使ってブロックを作り売るなどして、小屋を買い取り、将来の独立に備えている。小使に對しては、両班部落のような明からざまな差別はないが、現役の間は、ワカメ岩や共有田への権利もなく、洞祭の祭物を準備する都家<sup>トガ</sup>や、運搬の役はしても正式の祭官にはなれないよう、雑用役として別扱いになつていて。しかし、いつたんこの役を退けば洞の正式の成員となる。たとえば、三十年前に引退した26B'69は、洞の完全な成員として祭官にもなり、かつ年長者としての敬意を払われている。

**写真14 洞祭の後の洞会の洞長の報告。向うが60代～70代、手前が50代、写真下方に40代、30代と座る場所が分かれる**



**洞会議** 洞関係の会議には、全国的な制度として定められている班常会と、洞民全体にはかる事のある時に開かれる洞会、漁村契関係の総会、それに役員の集まる開発委員会、班長会などがある。

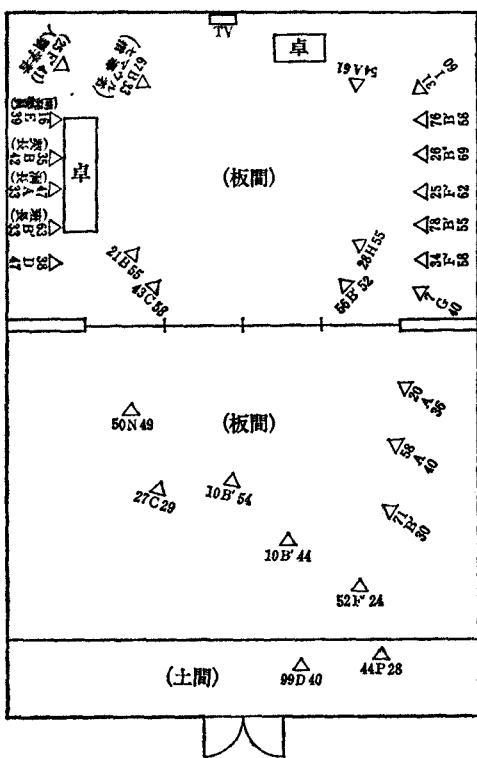
班常会は、各班の班長宅で開かれることもあるが、集まりがわるく、洞全体の意見を求めるに不便なので、洞会館で合同で開かれることが多い。議事の進行は、郡庁作成の「班会報」<sup>(1)</sup>を配布し、洞長がその主な項目を解説を加えながら読み上げ、質問や面への要望の有無を聞き、その他、たとえば予防注射の日時や部落内の清掃といった伝達、注意事項を事務的に伝える。この後、洞内での様々な問題、たとえば洞祭のやり方、セマウル事業の計画内容の可否、洞共有の行喪<sup>(2)</sup>（一三五頁参照）を新調するか否かなど、普通の洞会と同種の議題を活発に論ずる。漁

村契総会も、契長が司会をつとめ、議題がアワビ、ウニの採取開始日や買上げ価格、船の出入規則の周知徹底、防波堤工事など漁業関係にかかるほか、洞会と同様である。開発委員会、班長会は、洞長と契長の諮問機関で簡単なことはここで決められるが、洞民全体にかかる事項はここで原案をつくって、洞会にはかる。いずれの会も、議論は活発で激しく、自然に全員一致の結論に落ちつくということは余り無く、反対意見の持主が自説をあえて主張しなくなるという形で収まる。こうして議論が出尽くした頃、菓子と酒をまわし飲みにし二、三十分して散会となる。

筆者の滞在中、班常会（班長宅の分を除き洞会館で行なわれたもの）七回、洞会十二回、漁村契総会四回、開発委員会二十一回、班長会二回が開かれた<sup>(12)</sup>。出席率は、重九祭祀と大望日祭祀に引き続いて開かれる洞会に七十人

余りが集まるのを除き殆ど過半数に満たないが、これらの会が、日中の激しい労働を了えた後、放送を通じて召集されるものであることを考へると、むしろこれだけの回数の会が開かれ、機能していること自体驚くべきことである。開発委員会での議論と洞会のそれとは殆ど同様なものが多いため、顔ぶれも出席者がとくに多くなければ、過半は同じである。また、洞長や契長が一存で決めてもおかしくないと思われる議題も少なくない。それなのに何故これだけの回数の会が開かれるのであるうか。筆者の印象では、リーダーが集団成員のコンセンサスを得るために思ふ。ただし、日本の場合とはこのコンセンサスの内容、性格がかなり異なる。日本では、総意をまとめ全員が共通の目標をもつこと、つまり根まわしの手続きが、会そのものより実質的に重要なことが多い。したがって、正式の会で対立する意見がたたかわされる事態になれば、そこで多数決で決めてしまつてもしこりが残りその後の活動が円滑にゆかなくなるので結論を延ばし、その間に合意点を探るという方法がとられる。したがって、責任分散のための機能は別として、会をそれほど多く聞く必要は無い。これに対し、東浦のコンセンサスは、議論を出すこと自体にあるように思われる。つまり、あるひとつの議題に対し、反対の意見が有つた場合、それを公けの場で論ずることなしに、実施しようとする段階で反対が表面化するから行き詰まつてしまう。余程の権力、財力、カリスマといったものの力を兼ねた強力なリーダーは別として、現場での反対を押し切つて強行するのは、多大のエネルギーを要し得策でない。ところが多い。たとえば、セマウル事業で道を拡張する際、ある家の塀の一部を崩さねばならず、前もって話し合われていかない場合、その家主は猛然と怒り出し実力に訴えてでも止めさせようとする。その場で何人かが説得を試み、時に多数の力で押し切ろうとしても、身体を張つて権利の象徴となつた小さなブロック数個を守り切ろうとする。この信念の前には、「皆のため」、「セマウル事業だから」といった大義名分は通用しない。こうした争いに対し、ふつう周囲の者は当事者双方に同調したり、肩入れしないから、反対者対リーダーの個人対個人の争いとして小一時間も続

図4 洞会出席者の位置(1979.10.10.20:00)



くことになり、全体の工事の進行が遅れてしまう。これが前もって洞会の場で論じられていれば、その論の決着がついていなくても、反対は消極的反対となり、仮に実力行使に出たとしても、前の場合とちがつて世論を敵にまわすことになる。したがつて、会を開くと出席者は少なくとも、積極的反対意見の持主が出てくる。多くは酒の勢いも加えてくるから、議論は四分五裂し、議事の進行は錯綜をきわめ、おとなしく聴いているだけの者は、首を振り帰ってしまう。議論の内容も必ずしも論理的、建設的であるとは限らず、むしろ自己の意見の正しいことをあらゆる点から主張し続けるといったタイプのものが多い。<sup>(13)</sup> こうして議論を尽くした上で、出される結論は必ずしもそれまでの議論を忠実に反映しているとは限らない。議論自体が、いくつも異なった立場をとつていて、それを平均しても無意味といふこともあるが、議論を公けの場でたたかわせたという事実がひとつのコンセンサスとなって、リーダーの出す結論を、

自説は変えないにせよ、受け容れる下地を作ると解釈できるのではないだろうか。したがつて、出された意見のうち最も良いのを選ぶ手段として多数決を一応正しいものと認めるという、建て前としての西欧的民主主義とは、同一でないにせよ、東浦の会議の在り方は、個人が自説を堂々と発表し、論じ合うプロセスを

重視している点で、自分の意見をなるべく抑え、まとまることをよしとする日本の同質集団での会の在り方よりはるかに「民衆的」といえよう。

座順はとくに決められているわけではないが、図4のようにほぼ年齢層ごとに自然に分かれ、それに外れた位置をとるのはどちらかというとマージナルな性格の者が多。洞祭後の洞会を除き七十代以上は、出席せず、六十代以上もあり發言しない。三十代、四十代が最も活発で同年齢層間で議論になることが多い、二十代の者が五十代の者と議論する場合も特に憶する様子は無い。チバンや生業のグループなどで数人が組んで發言することは殆どなく、發言の主体は個人である。同様な意見が出てもそれがまとまって力を得るよりは、独立性を保つたままで、時にはそれが更に対立してゆく場合もある。班常会を除き洞会館での洞会には男子だけで一戸から一人出ることも少數ながら有る。班長宅での班常会には、女子が半数近く出席するとの対照的である。

**共同作業** 洞としての共同作業は、年五回のセマウル事業、台風後の道路修復、洞の造林管理など、年間七日程度各戸から一人ずつの動員が行なわれる。たとえば、筆者滞在中は洞内の道路改修二回、海岸船着き場の清掃整備二回、水源地の整備一回、台風で荒れたY邑までの道路の補修一回、造林への施肥（婦人のみ）一回などの作業が行なわれた。これは、洞長または契長がセマウル指導者と共にリーダーとなり、開発委員会で内容、日取りを検討した上、必要があれば、総会にはかつて<sup>(14)</sup>実施する。作業は、班ごとの分担でほぼ独立に行なわれるので、早目に了れば他の班より早く帰れる。公平をはかるため、開始前に集まつた人々が見守る中を班長がクジをひき、分担を決める。未成年者の代理出役や、出役しない者の処置がいつも問題とされるが、行商など毎日働きに出なければ生活できない者も居るため、罰金など申し合わせても一律に適用するわけにゆかず、うやむやになってしまふ。それでも、かなり

の出役者があるのは、班ごとの割当てであるため仲間の数が減ることへの牽制が大きいと思われる。<sup>(15)</sup>

以上の共同作業に対し、以前からの慣習として洞内で行なわれているワカメ岩の分配、共有田の運営、埋葬の手伝い、私的な契、洞祭などの活動は、個人への受益関係がはつきりしているものもあるって、はるかに活発である。

### 各種牌

天然ワカメのとれる岩は、現在八十六の単位に分割され、それぞれに固有名詞がつけられている。老人契用の一個を除いた八十五個のうち五十八個を、居住年数、家族数などにより甲、乙、丙、丁の等級に応じ九十八名に分配する。この分配は、重九祭祀（九月九日の洞祭）の前に、牌ごとにクジびきによって行なわれる。牌長宅あるいは洞会館にそれぞれの牌員が集まり、甲級は三人、乙級は五人、……とグループのメンバーの組合せをクジで決め、次に各グループの一人が代表して岩を決めるクジをひく。この代表には、ワカメを沢山収穫した者、運の強い者などが推され、年齢とは必ずしも関係がない。良い岩には、五百ウォンとか千ウォンの数字が書き足してあって、当たつた者にその額を拠出させ、飲み代とし皆で飲む。各牌ごとの持ち分の岩と干し場は公平を期すため、毎年図5のように順に移動する。編成は、ほぼその住地

（行政班）に対応する番号の牌になっていたと思われるが、新入者の増加と、前述のような激しい洞内移動によって、現在では表12でみるように地域とはかなりのズレを示している。つまり、住地の変動に合わせワカメの牌を変えると、良い岩に当る確率に偏りが出るので所属牌は原則として変更しない。

水田の牌は、石ワカメが豊取で洞の収入が多かつた二十年ほど前、水田を一千坪弱買い入れ、四分してそれぞれを牌ごとに基本財産とし、契の形式で管理

図5 ワカメ岩の持分の移動

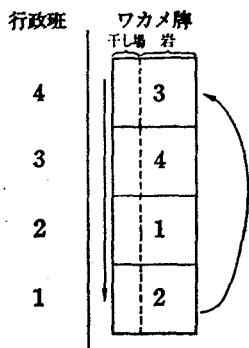


表12 洞内各種班への所属							世帯番号 ワカメ牌 水田牌 行政班 埋葬牌 漁村契						
世帯番号	ワカメ牌	水田牌	行政班	埋葬牌	漁村契		世帯番号	ワカメ牌	水田牌	行政班	埋葬牌	漁村契	
1	1	3	4	1	S		51	1	3	2	N	○	
2	2	1	2	1	S		52	2	4	3	N		
3	3	3	3	S	S		53	2	2	3	N		
4	4	4	4	1	1		54	4	3	3	N		
5	5	2	1	1	S		55	3	2	3	N		
6	6	1	1	1	S		56	3	3	3	N		
7	7	4	2	2	S		57	58	4	4	N		
8	8	2	2	S	S		59	59	4	4	N		
9	9	2	1	S	S		60	60	1	1	N		
10	10	1	1	S	S		61	61	4	2	N		
11	11	1	2	S	S		62	62	2	2	N		
12	12	2	1	S	S		63	63	3	3	N		
13	13	1	1	S	S		64	64	3	3	N		
14	14	2	2	S	S		65	65	3	3	N		
15	15	4	4	S	S		66	66	2	2	N		
16	16	2	1	S	S		67	67	1	1	N		
17	17	3	3	S	S		68	68	3	3	N		
18	18	1	1	S	S		69	69	3	3	N		
19	19	3	1	S	S		70	70	2	2	N		
20	20	3	1	S	S		71	71	1	1	N		
21	21	1	1	S	S		72	72	3	3	N		
22	22	1	1	S	S		73	73	2	2	N		
23	23	3	1	S	S		74	74	2	2	N		
24	24	4	T	S	S		75	75	1	1	N		
25	25	1	2	S	S								

(凡例)

埋葬牌 N：北側牌，S：南側牌

漁村契 ○：契員  
アンダーライン：牌長、班長、契長

している。そのため牌によつて多少運営方法に差があるが、順番を決め、成員に小作をさせ、収穫のうち十五斗（総収の約一〇パーセント）を、別神祭のモチ代に積み立て、また年末に牌員を招いてご馳走する。その残りは小作者の収益となる。積立て金は、適宜貸し付け殖やす。契の形式をとつてるので、中には規約を設け、牌員の婚葬に際し扶助（祝い金、香典）として濁酒十斗を出す牌もある。この帰属も、現在では住地を基礎とする班とかなりのズレを示している。とくに新入者の場合、四班の人数のバランスをとつて少ない方に加入させるので、ズレを大きくしている。

埋葬手伝いの牌は、全洞では多すぎるので南、北に分けたものとみられる。この出役は厳密で、都合が悪い場合は反対の牌の人を傭つても手伝う。当日は、全洞仕事を休むので相場より安い賃銀で替わつてもらえる。

これら班ないし牌への加入は、表12でみられるように、行政班百戸、埋葬牌九十九戸、ワカヌ岩牌九十六戸、水田牌九十一戸、漁村契八十七戸と成員の数が区々である。これは洞の成員権の性格を考える上に参考になる。つまり、日本の村入りのようにフォーマルな権利の承認が明確でなく、いちおう望日祭祀後の洞会でマツカリ一斗を出し安いさつをしても、それが直ちにそれぞれの牌の成員となることを意味しない。ワカヌ岩には、加入金と居住年数が必要であるし、水田の牌にも加入金が必要である。日本の村でも、本戸一寄留といつた階層差がある場合と似ているが、日本のように固定的身分とはなつていない。洞に住みついでから、すべての牌の成員（もちろん、必要と認めない牌や漁村契には加入しないことも有りうる）となるまで様々な段階があるわけで、ある個人をとつて洞の完全な成員であるか否かを問題にすることは余り意味がない。

**契の範囲** 洞レベルの契として、漁村契が洞民の大多数を家単位で組織しているが、これは、現在水産関係の行政

写真15 同甲（同年）契。夫人同伴が義務づけられている



末端に組みこまれていて、生産に直接かかわる重要な役割を果たしているが、自律的な洞契としての側面は薄められている。これに対し、敬老契（六十歳以上の男子）、女老人契（六十歳以上の女子）は一定の年齢以上の洞民全部に資格があり、固有の慣行に基づく集まりとして活気を帯びている。このほか、任意の私的な契活動の多くは、洞内で行なわれている。ただし、同年を中心とした親睦契は同級生として往々洞外のメンバーを加えることがあり、また金融を主要な目的とした契は洞外の参加者を広く募ったり、Y邑などの契に参加するものが多い。その場合、紹介者や保証人を設けても、貸倒れのリスクは大きくなる。

筆者滞在中だけでも、東浦の人々数人がY邑の商店を中心とした契（一口五十分ウォン）に、昨年の定置網の豊漁で儲けた金を預けていて、夜逃げされた例が二件もあり、また、私債でも洞外の者に踏み倒された例があった。洞内では、貸借に担保を取らない信用貸しであるが、このように全くゼロになることは稀である。どうしても払えず、一部だけしか回収できなかつたり、ルーズでなかなか返してもらえないことは有るが、それはそれで洞内での社会的関係の一部として生きし得るわけである。なお、公的資金を貸し付ける場合はワカメの岩への権利が、担保となる。

### 三、洞 祭

毎年、大望日 (iae porum 一月十五日) と重九 (chungu 重陽、つま

り九月九日）の二回、それぞれコルモク・トーおよび海岸で行なわれる。約一ヶ月前の洞会で祭の規模（とくに重九祭祀では牛を一頭供えるか、頭、足、肉だけで済ませるか洞の予算の都合で決める）などの相談を行なう。

**祭官の選出** 祭主 (che ju) 一名、祭官 (che gwani) 二名を洞会で指名するが、遵守事項が厳しいので余り早くから決めない。祭官に選ばれる条件は、年齢、こうした行事への関心と経験、洞での在住年数なども多少考慮されるが、何よりもきれいであること、つまり不淨で無いこと、あるいは不淨になる恐れが無いことが第一にあげられる。

不淨とは、本人およびその家族、近親者に不幸があること、主に本人がけがらわしいものを見ること、不具など故障のあること、妻に出産はもちろん月の血の忌みのあることをいう。万一、不淨であつて祭官をつとめると、コルメギの怒りにふれ自身あるいは洞全体に危害が及ぶ。また、とくにそうした不淨に気付かず祭官をつとめたが、その後運が悪い場合、以後祭官にならないようになることもある。祭官に選ばれると、祭までは勿論、その後当分（人によつて一樣でないが三ヶ月ないし最長一年）喪家に行かない。また、道端にある犬の死骸などを見ても不淨になるため遠出をさけるなどかなり不自由になる。選出された翌朝から、祭官と祭主の家の門に禁繩 (kumgu) を張つて黄土をまき、他人とくに不淨な者の出入りが禁じられると共に、本人は心身をきれいに保たねばならない。酒、タバコは構わないが女との同衾は禁じられる。とくに沐浴することはないが、その人の気持ちで入念に行水をすることは有りうると言う。

この不淨の範囲は、細かい点になると、人によって必ずしも一様でなく客観的条件のみで機械的に判断できない面があるのと、禁止事項のわずらわしさと生業へのさしさわり、あるいは、万一うまくやかない場合への危惧などから、引き受け手を見付けるのが、現在では難しくなっている。

一九七九年の重九祭祀では、とくに家族全体が氣を配らなければならない祭主のなり手が見付からず、供物の準備の役目と祭官としての役目を分離し、前者を洞の小使である50 N 49に任せ、洞会館のうち「50」の居住使用部分を「都家」として禁繩を張り、祭官は別に祭主分一名を加え<sup>26</sup>B 69、54 A 61、51 C 40の三名を選ぶようにした。

一九八〇年の望日祭日の祭官選出も旧暦一月十一日の班常会で行なわれたが、次のように辞退者が相次ぎ難航した。

司会（契長） 祭主は、50 N 49さんにすることに、前回から決まっているが、祭官の方を誰にしたら良いか？

——（発言なし）

司会 72 G 64はどうか？

72 G 64 できない。

司会 理由は？ これから、船と網を入れ、新しく事業をしようとしているのに、つとめるものをつとめないとカレイイが沢山入らないぞ。28 I 55はどうか？

28 I 55 片手がこう（鉱山事故で動かない）なのにどうして出来るか？

司会 それは、関係ない。やつたらどうか？

28 I 55 契長は、そう言つても、私はダメだ。

司会 59 B 63はどうか？

59 B 63 有故（不幸がある）なのでダメ。

司会 42 J 49はどうか。もう小便する子も居ないから汚れる心配もないし。

42 J 49 遊んでいるならともかく、定置網の組で忙しくてとてもその余裕はない。

……（延々と堂々めぐりの様子に、しびれを切らした恰好で）

洞長 そんなら、もう祭官は、契長と私（所属チバンA氏の「77」と「36」で、最近喪式があつて間もないが、それも敢えて辞せずとの強い調子で）がやる。

（この気迫に押され、だれた雰囲気が一変し、参席者の側からも何人かの名前をあげ、有故の有無をチェックする。しかし無いとされた人も引受けようとはしない。）

司会 72 G 64 は姪の夫が亡くなつたというが、それは構わないはずだからやつてはどうか？

72 G 64 構わなくとも、私の心が「それでは」よくないからダメだ。

38 D 47 洞長は有故（yego、服喪中）だから、総代と契長でやつたら良い。（役員が、毎回せざるをえなくなるのも好ましくないと意見が出、その後指名された数名も断わる。）

司会 老人たちはどうした？ 本来老人が中心にやるべきなのに？（いったん、休憩）

司会 80 E 42 はどうか？ ボートの船主にはぜひ出てもらいたい。

80 E 42 来年ならともかく、今年はダメ。

司会 62 B 44 はどうか？

62 B 44 有故だ。外三寸……。

司会 では、こうしよう。ボートから一人、定置網から一人。……定置網関係で 12 C 38 は？

12 C 38 教会に行ったことが有るから（コルメギが喜ばない）。

司会 （これまで何度も名前が上がり、とくに積極的支障の無い 9 B 60、51 C 40、46 B 44 をあげ）この三人にしよう、どうだらうか？

(これに皆、同意。当の三人もこの雰囲気のなかで、とくに反対せざる。)

この過程で注目されるのは、祭官になることをすすめる理由として漁の豊凶を第一にあげていること、辞退の表向きの理由として「有故」をあげていることである。「有故」といってもA氏のように誰の目にも明らかなるものは、最初から候補に挙げられないから、非父系親や配偶者の親族など果たして支障があるか否か明確でない範囲のものが多いたい。また、議事進行について司会役の契長は、次々と指名したり要領よく進めていくが、本人の同意を第一とし、強力なリーダーシップを表に出さず意見がほぼ出尽くすのを辛抱強く待ち、皆がやむを得ないと同意する線でまとめている点も、本洞での会議の特色を表わしている。また、祭官に望ましい資格として、家族が揃っていて暮し向きが良い、といった条件は、上記のような選考状況では、考慮のしようが無いであろう。ただ、特定の父系集団に偏らない配慮は、上記二回の結果からみてもなされているようである。

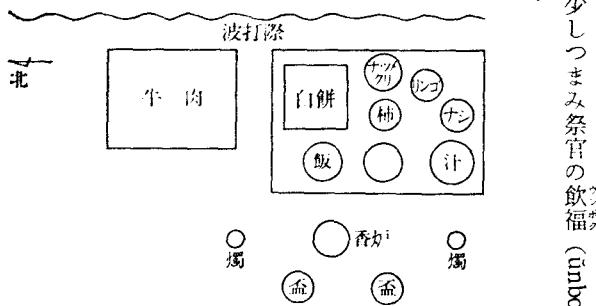
**祭の準備** 祭官が決まるとい、コルモク・トーに神酒用の濁酒をつくる壺をいけ、禁繩を神木を中心にして四方に張り、松の小枝を繩にさす。この時から、洞内では便所の汲取、烟への施肥や大声で騒ぐことを慎まねばならず、洞内放送でもその旨注意が伝えられる。したがって、賑やかに行なわれるワカメ岩の入札行事などはこの期間中は行なえない。とくに、供物の行なわれる前日の晩は、家中で争ってもいい。万一、この禁繩期間中に洞内で死者が出た場合、遺族は泣声を立てず、使者飯<sup>\*シラフ</sup>も門に出さないで家の内でひそりしていなければならない。また、臨月の産婦は、他村か邑の病院で待機している。万一、洞内で産まれても、通常出産後直ちに門のところに張られる禁繩はかけないでおく。ただし、他洞の者の洞への出入りを止めることはしない。

供え物の多くは、邑の市場で調達するが、その時値切らず言い値で買う。これは、争いをさける意味である。漁関係者、とくにボートの船主や定置網の者は、獲れた魚の良いもの、カレイ、タコなどを寄付する。費用は洞の予算で間に合うので、ほかの多くの村のように各戸から募金することはしない。重九祭祀で牛を一頭供える時は、買って村外れにつないでおいた牛（小使が毎夕洞会館へ連れ帰る）を、いったん邑の屠殺場で屠った後、コルモク・トーの広場で解体し、テントで小屋がけした内で供物用と分配用の肉を切り分け、残りをテント前にしつらえた炉の上に大鍋に入れて煮る。

### コルメギ祭祀

前日夜になると夕飯を済ませた祭官たちは正装をして洞会館に集まり、夜の十一時半ごろ供物を持って松明をかざしゆつくりコルモク・トーに登つてゆく。祭官以外の洞民は、家中で静かに過すべきだとされている。照明は以前ロウソク、松明と焚火でやっていたが、現在は電灯線をひっぱり裸電球をぶら下げ、松明と共に石油ランプや懐中電灯も用いる。到着すると、まず、わら束に火を付け振りまわし、不淨、つまり葬式やお産のけがれをお祓いする。つづいて、祭祀の主要部分がほぼ忌祭祀と同様の手順で行なわれる。つまり、膳を供え<sup>(2)</sup>、祭主が香をたく上香、盃に最初に酒を注ぎ供える初献、次に二番目の人が酒盃を供える亞献、最後の祭官が終献を供え、一同再拝し、ご飯にサジを立て召し上がるようすすめ、一同しばらく平伏（俯食）の後、飯碗の蓋に湯を入れサジでご飯を少しすくってかきませたお茶（スンニュン）をすすめる進茶（この間一同起立し頭を下げたまま神が飲み了のを待つ）、暫くして一同再拝する。焼紙は白い韓紙を願いごとを唱えながら燃やし、その上り方が真直ぐだと縁起が良いとされる。唱え事は、「新年になつたが、この部落で何の事故も無いよう、Y邑まで徒歩で通学する子どもたちに事故の起らぬよう、海に出たら魚が沢山とれ、農作物も良くなるように」といった内容で、他地方でしばしば行なわ

図6 洞祭ムルグ祭祀の配列 (1979. 10. 29)  
 〈旧9月9日〉1:30)



**写真16** 重九祭祀におけるムルグー祭祀。海辺で龍王と海難者などに供える



**写真17** 望日祭におけるムルグー祭祀の飲福



れでいるように、洞内各世帯主の名を読み上げることをしない。焼紙の間に別の祭官が供え物を少しずつ取り分け、神木の根本に置く。これはヨレヨレ爺さんの部下や鬼神ケイジンになつた（物故した）老人一般に対してのものである。まことに、重九祭祀では牛の頸骨と共にかける。これは神事がきれいに了つたことを示す意味であると祭官の一人46B 44は述べていた。

写真18 重九祭祀、洞民男子全員によるコルモク・トゥイでの飲福



写真19 重九祭祀、年寄りはテント内で飲福。  
この後、各部分を均等に分けた肉を配る



### ムルグ祭祀 一休みしてから、海

岸（北港内側防波堤わき）へ行き、ほぼ同様の手順で、海に向かって供え物をし、ムルグー（muring）祭祀をする。コルメギへの祭祀と異なる点は、焼紙や供物を取り分け海に向かって撒く時の願いごとが、魚、ワカメが沢山とれ、海で事故がなく、工事中の防波堤が波で壊れぬよう、この部落の定置網が他より成功して金がいっぱい入るようといった、海に關しての具体的なものである点である。一九七九年の重九祭祀では、防波堤工事前だったのでその場所へも取り分けたものを祭官の一人がもって行って供えた。ムルグー祭祀の対象は、龍王（ヨウワウ）であり、海に向かって投げるのは、①海難で亡くなり名前の分かっている者、②名前の分からぬ者、③雜鬼神に対してもあるという。波打際で供物を簡単に飲福してから洞会館に戻る。一九七九年の重九祭祀では、牛を一頭供えたので、終了と共に小使が各戸にふれまわり、老若男子がお碗とサジをもってコルモク・トーケ集まり、炊きたての肉汁に舌鼓を打ち、午前三時半ごろワカメ岩の権利を基準に<sup>(5)</sup>、一人分、半人分と切り分けてある肉を受け取って帰る。この肉は、契長によれば、婦人たちも家で飲福するようにという意味であるという。翌朝八時半ごろ、洞会館でまず老人たちに対し各自のお膳を

用意し、洞長、契長らが接待し、ほぼ食べた九時半ごろから若い人も詰めかけ、おかげをまとめた膳をかこんで、汁と飯の朝食をとる。この後十時半ごろから洞民総会が開かれ、半期の会計報告、懸案の相談やワカメ岩の残りの人札などを行なわれるが、腹は満ち足り、酒はほどよくまわっているので、最初は和気あいあいのお祭り気分だが、次第に派手な議論のやり取りになる。この頃には、年寄りは皆家に引き揚げている。望日祭祀の場合は、ムルグー祭祀から帰つて来てすぐ年寄りのみを洞事に呼んで飲福するだけである。

なお、神に供えた者を参加者みんなが分けあって食べる飲福ないし飲福に類するものに様々なレベルのものが有ることは注意すべきであろう。洞祭で言えば、神事直後に祭官たちで飲食するもの、都家に帰つて老人たちにふるまうもの、あるいは、コンモク・トーホー広場での肉汁のふるまい、各自家へもつて帰る肉の分け前、翌朝の洞会館でのごちそうなど、いずれも飲福としての要素を多かれ少なかれ有していると思われる。<sup>(6)</sup> これは、忌祭祀の場合も、直後の献官のみによる神酒のまわし飲み、その後の参加者および隣室の女性たちへのごちそう、翌朝の親族知己へのおすそ分けが、いずれも飲福の意味を有しているのと同様である。

### 別祭祀

東浦では、さらにこの本祭終了後三七日後、日取りその他の条件を勘案して、別祭祀 (pyöl chesa)

を行なう。これは、本祭で万一何か不淨であつたり誤っていた場合にそなえての祀りで、供物が少なく、洞民全体を飲福に招待せず高齢の年寄りにとどめる点を除けば、祭官や祭る節次などは本祭と同様に行なわれる。一九七九年の重九祭祀の別祭祀は、三日後の十一月二日、一九八〇年の望日祭祀の別祭祀は七日後の三月八日に行なわれた。禁縄は、当日朝張り、出発は夜九時と十一時と早い。これは、本祭のように固定した日でないため、日が替わることに余り気を使わなくて良いからである。つまり、別祭の日取りは選択できるので、作業の忙しさや、瀕死の病人や妊娠婦

の居る時は、その様子をも考慮した上で、Y邑にいる折日師に相談し吉日を折んでもらう。

このように、東浦の洞祭は、祭官選出に見られるように往時に比べれば、厳粛さの点で多少薄れてはいるが、未だコルメギへの畏怖の念は強い。祭官辞退の理由も一方では生活に追われているという面もあるが、多方では万一本淨など間違えた場合を考えてしまひるので、崩壊過程の現象とは必ずしもいえない。とくに漁業との結びつきは根強く残っている。また、これらの祭祀を洞の会計でまかぬこととも、洞祭存続に有利な条件となっている。

以上、東浦の概況および洞と洞祭について記述してきた。次に、初めに述べたような日本の自然村と対比させながら、東浦の村落結合の特徴を見てゆくことにしたい。

### おわりに

〔1〕 鈴木（一九四〇）の第一社会地区における累積集団に相当するものとして、行政班、ワカメ岩牌、水田牌などがある。鈴木（一九四三b、五七一六〇）、崔（一九七五、六一）とも、韓国農村ではこのレベルでの集団組織がなく、洞内小地域の区分は單なる近隣関係の便宜的区分というべきであると述べている。たしかに、東浦においても行政班、ワカメ岩牌とともに洞の便宜的区分としての性格が強い。行政班は、班会や洞の作業の時それぞれ集合単位となることはあっても、それ以上の自律的まとまりは無い。班は、いちおう地域に対応しているが、戸数の増減に応じて境界のひき直しが行なわれ、さらにその中身つまり構成戸は集落内での頻繁な移動により永続性を有していない。ワカメ牌も、洞管理によるワカメ岩の権利を配分する際の便宜的区分であって、同じ班に属していれば、配分のクジ

引き、その結果つくられるグループの仲間や岩ワカメの作業中近くにいるのは班のメンバーであるが、まとまって何かを共同で行なうといったことはない。これに対し、水田牌の方は洞共有の水田のための牌であるが、その管理運営は各牌に委され、恰も洞契のように各牌は、毎年定まつた順番で耕作者を決め、その収益で宴会を開き、牌ごとに別神祭のモチの費用を積み立て、牌によっては班員の婚、葬に扶助を出すといった自律性をもつてゐる。ただし、この牌はすでに述べたように、集落内移動の結果、地域的対応は薄くなりつつあり、契集団の様相を強めていることは注目すべきであろう。また、これらの班、牌はその機能が明確で日本の組のように多義的でなく、目的も一般的ないし漠然とした機能集団ではない点が異なつてゐる。つまり、このレベルでは形式的な区分は有つても地域と対応し強い結合をもつ集団とはなりにくく、水田牌のような地域区分による集団として発足しても契の一體としての性格を帶びるようになつていて、東浦においても、第一社会地区に相当する集団累積圈は見当たらないといえる。

このように日本の組に当たる集団が強い凝集性を示さない原因として、すでに述べた洞内の流動性のほか、近隣関係自体が日本農村に比べ希薄である点が挙げられよう。これは、鈴木（一九四三）b、「一九七三、八八」の「自然村の人々の相互間の社会的距離もより遠いようと思われる」という指摘<sup>(1)</sup>と関連するが、日常的レベルで近隣、とくに両隣りとは他の家に比べ常に密接につきあってゆくべきであるという感覚が薄く、選択的である。もちろん、「隣はイートコに匹敵する」（ius sach'on）という諺にもあるように、とくに主婦間の接触は、気が合えば日本の近隣と同様密接な場合も少なくない。しかし日本のように、日常の細々した気配り、困った時の応急の手助け、食物のおすそ分け、冠婚葬祭での手伝いやつきあいなど、ある程度義務的な様式化しているようなところが無く、個人的関係によつて近くも遠くもなりうる。

[2] 鈴木（一九四〇）の第二社会地区、つまり日本の自然村と比較してみよう。自然部落である東浦は、班、牌

などの集合体であると共に、洞神を信仰、洞祭を行ない、ワカメ岩その他沿岸水産物への権利、水田、造林など共有財産とそれを運営する組織をもち、埋葬に際しての手伝や共同謹慎、或いは火災その他の災難に対する相互扶助単位でもあり、契活動や父系親族活動のかなりの部分がこの範囲で行なわれる。さらに、洞は行政末端単位であり、漁村契も水産協同組合の下部組織であるが、水産行政末端単位としての役割を担っている。東浦は、いわばこれら諸集団の累積体であり、日本の組の受け持つ機能の一部も洞が果たし、また水田牌、ワカメ牌、埋葬牌など各種集団への機能分担も明確である点、鈴木（一九四三）<sup>b</sup>の日本より集団数が多く組織化の程度も高いという指摘は、東浦においても当たっている。また、感情的融和や一体感が弱いという指摘は、日本では集団の和を常に強調するのに対し、対立を必ずしも否定的に捉えず、後にふれるよう個人の独立性の強い韓国社会の一面をついていると考えられる。

崔（一九七五、五七一五八）は、日本の氏神が同族神であるのに、韓国の洞神は自然神であると両社会の差異を示す一例として挙げている。しかし、日本の氏神で本家の祖先を祀っているという意味での同族神はむしろ少なく、別が洞神名となつていても見出される。したがって、この点で類似したものを求めれば、張（一九七五、四六一四七）の指摘しているように、開拓祖靈が神木に宿っているとして、ムラ共同で祀っている日本若狭のニソの社は、東浦のそれと区別がつけ難いほど似ている。ただ、この「開拓祖靈」とそれを信仰し祀っている人々の関係や「祖靈」の認識内容をさらに深く分析する必要があるようと思われる。<sup>(2)</sup>

〔3〕 洞外部との関係では、上級行政単位である面（日本の町に相当）、定期市、婚姻および親族による紐帯が重要である。東浦への交通は、道路改修前不便であったのは確かであったが決して外部から隔絶されたわけではない。婚姻圈も、洞内婚がとくに多いとはいはず、かなり前から海岸部漁村に拡がっていた。洞をこえた父系親族の紐帶

も、近くのK<sub>1</sub>洞、M<sub>1</sub>洞にそれぞれ本拠をもつE氏の五戸グループ、三戸グループや、B'氏の五戸グループのように、忌祭祀その他の行事において生きているものもある。魚、米、イモなど食料の自給率はかなり高いとはいっても、漁業を主な生業とする限りは、漁獲物の販売と漁具や生活用品の購入は洞外に求めざるをえない。したがって、洞が自然部落としての自律性を保持しているとしてもその要因を孤立性や閉鎖性に求めるることはできない。また、面、定期市、婚姻<sup>(3)</sup>園などの範囲は、互いにズレをみせており、面のレベルでの集団の累積は、専ら行政に関わる限りで意味をもつにすぎないと考えられる。

〔4〕日本農村における第一社会地区、第二社会地区は、多くの場合、個人よりイエを最小構成単位としているが、東浦の班、洞においてはどうかを検討してみよう。たとえば、日本では組や部落の集まりへの出席は、一戸から一人が代表として出る。成人男子全員が出席することはあっても、それは全員に周知徹底させるためで、票決に際しては一戸一票の原則が守られている。講集団は、個人加入の形をとっているものもあるが、年寄り、主婦、嫁など直系家族内の地位に応じた年齢層ごとに組織されたものは、イエ単位の様相をおびている。東浦においても洞や行政組織の多くは家を単位としている。たとえば、漁村契の総数は八十三名と表記されているが、これは一戸一人の代表が出ることを原則としており、戸数を表わしている。しかし、そのほかの契では、同年契など洞を超えて組織したり、既婚の娘が、自分の生家の両親の喪式のための積立ての契に入るなど所属の家<sup>(4)</sup>よりは本人個人を主体とした活動の場となっているものが多い。さらに洞会においても、普段は忙しいので一戸から二人以上出席する者は少ないが、洞祭においてのコルモク・トーでの飲福や、その後の洞会には、男子全員が集まるものとされている。

このように、家を日本のイエと比べると、社会の構成単位となることが多いという共通性もみられるが、次の例に示されるように居住家族との乖離がより小さい。

たとえば、日本で、血縁の絶えた家に養子として入籍した次男は、幼いため生家に起居していても、村共有地の権利の株の養家分を認められる（鈴木一九四〇、一六七）。これと同様のケースが、東浦でワカメ岩の権利に関する起きたが、それへの対処の仕方は対照的であった。つまり、61 A 27は、「13」の次男であったが、男子の無い61 a 81の養子となり、「61」のワカメ岩の権利を主張した。洞会ではこの申し出に対し、61 A 27が果たして実際に養母61 a 81と同居しているのか、あるいは生家「13」に起居しているのかの実態を一年間試験期間を置き観察した上で認定しようという判断を下した。

この例にも看取されるように、「家」とイエでは実態と離れた抽象性の度合に差があり、洞の成員権の認定も、日本のムラに比し段階的であり、実態先行の傾向が見られる。

〔5〕最後に、鈴木（一九四三b「一九七三、八八」）の韓国農村では「個人の意志を主張する意味においての個人主義的ではない」という観方についてふれておこう。この判断は、おそらく両班中心の身分関係、あるいは日政當時の調査者と被調査者の関係などを基にして下されたと思われ、東浦の調査経験によれば、洞会の運営や議論に端的にみられるようにむしろ個人の意志を強く主張する個人主義がベースとなっている。

たしかに、年長者への尊敬、服従などは現在でも日本人の眼には、顯著に映り、鈴木（一九四三b「一九七三、八八」）も「個人の位座が厳に守られ村人の社会過程における情熱の興奮に常に掣肘を加えている」面がある。しかし、このような個人の行動への制約は、フォーマルな場においてであって、個人の活動全面を律するものではない。年齢層序社会における年齢による秩序原理と一体となつて存在している平等主義——同年齢層内は勿論、年齢差があつても、誰もが年をとれば長上者になれるという意味での平等な個人を前提としているような——は、東浦

にも明瞭に見出すことができる。

以上、東浦における洞と洞祭について主にそこに見られる人間関係のあり方を中心にして述べてきた。しかし、このテーマに限っても洞祭と並んで洞の結合に重要な意味をもつ別神祭<sup>ナツツ</sup>を除外し、洞の自律的結合をもたらしたと考えられる歴史的要因や経済的要因、とくに生業や契活動についてもふれていない。また、本論でも述べたように洞神の性格は、家やチバンで行なわれる祖先祭祀や諸神の祀りと併せて考察する必要がある。また、東浦の洞祭の位置づけも、他地域の洞祭について多くの文献資料がありながら、今回は行なえなかつた。いずれも今後の課題として、批判と教示を仰ぎながら取り組んでゆきたいと考えてゐる。

## 注

### 『はじめに』

- (1) 假名である。
- (2) 現地語で、日本語に訳せないもの、あるいは、置き換えると意味の変わってしまうおそれのある語は、ルビによる近似音の片仮名表記とつづく（ ）内に、McCune-Reischauer 方式のローマ字表記および訳語を示した。また、ハングルを表記に使用しなかつたのは、技術的理由と読者の大部分はローマ字の方が読み易いと思われるからである。ハングルを知つている読者なら、ローマ字表記の大部分は、問題なくハングルに復元しうるであろう。
- (3) 調査に際し、多くの方々、機関のお世話になつた。嶺南大学校は、新羅伽倻文化研究所の客員研究員として受入れて下さい文献利用や調査に当たつての便宜を図つていただいた。とくに同大学校の金宅圭教授には、師範大学学長としての激務のなかの貴重な時間を割いて調査に関しいろいろと配慮・助言をいただいた。また、啓明大学校の崔吉城教授は、調査地選定に際し同行下さり、また日韓両社会に深い理解をもつ同教授の示唆に啓発されるところが多かった。現地では、盈德郡庁の朴淳台郡守、鄭炳國副郡守、金孝泰広報室長をはじめ面事務所の職員の方々のお世話になつた。一年間、内外の緊迫した情

- 勢の中で、三八度線に匹敵するとされる海岸地域での研究調査を、暖かく見守り協力していただいた村の方々一人一人の顔をフィールド・ノートのメモと結びつけて想い出すのは懐しく楽しいことである。また、勤務先の本学聖心女子大学からは一年間の長期出張を認められ、旅費、調査費の一部を、私学振興会からも補助を得た。ここに記して感謝の意を表したい。
- (4) 人類学のモノグラフは、それ自体通時的な個別的事象の記述を含むため、一種の歴史資料としての性格を帶びている。この面からば固有名詞を記録に留めておくことが望ましい。しかし、長期にわたる人類学の参与調査の過程では、プライバシーその他、現地の人々に何らかの迷惑の及ぶおそれのある資料が含まれてくる。勿論、徵税その他直接不利になるものは公表すべきでないが、資料的価値の高い事実を、万が一にも迷惑をかけないように気にかけながら記述するのは、モノグラフ執筆の悩みの一つである。仮名・記号方式はこのような板ばさみの結果とらざるを得ない次善の策なのである。
- (5) 主なものをあげれば、今村（一九一四）、鳥居（一九二四）、李能和（一九二七a）、村山（一九二九、一九三一、一九三二、一九三三、一九三五、一九三七、一九三八）、善生（一九三三—三五、一九三四）、秋葉・赤松（一九三七—三八）、三品（一九四三a）、鈴木栄太郎（一九四三a、一九四三b、一九四四）などがある。
- (6) 金斗憲（一九四九）は、主に文献資料に基づく終戦前からの研究の集大成であり、李萬甲（一九六〇）、梁會水（一九六七）、李効再（一九七一）、崔在錫（一九六三、一九七五、一九七六）等アメリカ社会学の影響を受けた研究が多い。このうち、崔在錫氏の研究には、人類学的にも興味深い内容が多く含まれている。
- (7) 民俗学と人類学は、とくに韓国において後者も自文化を主要な研究対象としているため区別がつけ難いことが多い。個々のテーマについて、秀れた論文が数多く発表されているが、その傾向と業績については印（一九七八）に詳しい。
- (8) 金宅圭（一九六四）は、韓国社会についての詳しい人類学的モノグラフとして最初のもので、Han (1977) は、三漁村のエコロジカルな条件を重視したモノグラフである。李光奎（一九七五c、一九七七、一九八一）は、韓国家族を様々な側面から人類学的に分析を加え、李鉉模ほか（一九七四）は標題が民俗学となっているが、文化人類学的な韓国の概説書として也要を得ている。また、文化人類学者を中心として進められた文化公報部（一九六九—一九七八）は韓国全道にわたる貴重な調査記録である。
- (9) 戰後の外国人による韓國の人類学的研究は、一九六〇年代までは Osgood (1951) の簡単な調査資料を混えた概説、終戦前の資料に基づく秋葉（一九五〇、一九五四）の巫俗研究の集成、泉（一九六六）のモノグラフ、鈴木栄太郎（一九六

- (11) の論文など極めて少なかつたが、七〇年代に入ると、Brandt (1971) のモノグラフを始め、Goldberg (1973), Janelli (1973・4)などの論文が、フィールドワークの成果として発表された。日本人研究者による現地調査も行なわれるようになり、その成果が発表されている。主なものを年代順に挙げると次の通り。佐藤（一九七三、一九七六、一九七八）、未成（一九七三、一九七五、一九七八）、嶋（一九七六、一九七八、一九七九、一九八〇）、伊藤（一九七七a、一九七七b、一九七八）、桜井（一九七六、一九八〇）、竹田（一九八〇、一九八一）、重松（一九八〇）、松本（一九八〇）、杉山（一九八一）。
- (10) 両班、常民の説明および両者の関係については、伊藤（一九八〇）参照。
- (11) 両班モデルへの偏りは、それがかなりの程度まで韓国の大伝統の理解に有効であるという理由のはか、韓国文化において理想型として浸透しており、地元の人はもとより研究者もそれに影響を受けているという要因があると思われる。なお、このような両班と常民の関係については、伊藤（一九八〇）が要を得ている。
- (12) これは、鈴木（一九七三）を見ても解るよう常民層が全く研究の対象とならなかつたわけではない。たとえば、鈴木（一九四三a、「一九六八、七二—七三」）で「常民以下の者は祖先の分脈の関係も分明ならぬ場合が多く祭祀も怠りがちであるから、同族の組織も整備していないのが常である。」との認識に立ちながらも「しかし、常民以下においても、同一部落内に多数の同族が居住するところでは、おのずから同族の組織も祖先祭祀も存している場合が多い。」といふ注目すべき指摘を行ないながらも、それ以上深められることはなかつた。これは、常民以下を調査対象とする場合、主として両班村落にマイノリティとして生活している場合をとりあげたことが多かつたこと、及び調査の方法なり状況が、ステータスの差の影響が強く出るような条件下で行なわれたことにも由るものと思われる。
- (13) このような問題意識の下に書かれた数少ない論文に松本（一九八〇）がある。また、洞祭自体については、同論文に引用されているものも含め多くの研究がある。
- (14) ここでの意味はデュルケムの表象の概念、つまり個が集まつて集団となると、その単なる総和以上の社会的存在になることと解されるが、「精神」という表現は精神主義や概念論を連想させやすい。もつとも鈴木（一九四〇）も隨所（一九六八、一二二—一二六、一三五など）で形而上学的概念でないことを断つてはいる。
- (15) 日政期の研究は植民地統治に役立つ資料を得ることを目的として、調査は官憲の権力を背景にして行なわれ、精確な現場性を欠き、とくに言語の壁により通訳つきで被調査者と意思の疎通に限界をもち、資料の正確性に難点のあるものが多かった。

た点を指摘している。

(16) 「著作集」を通読してやくうちに、我々でも抵抗感を覚えざるを得ない表現やエピソードが目につく。そういうこともあって、今度の調査まで余り熱心に読んでいなかつたが、調査体験を通してみるとこうした表現のため却て伝し損なつてゐるが重要な点が少くないの気がした。これはとくに、日本との差異に関する記述に多くみられる。我々後進のなすべきことは、これらについても事実に照らし検討を加え、肯定的部分があればその価値が誰にも理解しうる形で提出することではあるまいか。

#### △一、概況△

(1) この高速化道路は、旧道が浜沿いの集落を結んでいて曲りくねつていたのに比し、海岸より少し内陸に入つて町を直線状に結ぶ本舗装であるため、交通の便は格段に改善された。これに伴い、大邱やソウルなどの大都市から釣や海水浴などを楽しむ観光客が多勢押しかけるようになり、高速化道路沿いの集落はその影響を直接受けている。東浦は、奥にあるため、未だたまに釣客が入る程度である。

(2) この新道は、一九六八年六月十三日着工し、四年半後の一九七二年十二月二十二日に完成した。東浦からY邑に至る道のうち峠前後の一・七キロの部分は全く新たに開き、峠も高さ十八メートル切り通しにした。旧道時代洞内への物資は、すべて峠下の旧駐車場から人力で峠を越えて運んでいた。現在、この峠越えの苦労は解消されたが、集落内に車が入らないので、洞の入口にある駐車場から各家庭までは、人力で運搬しなければならない。さらに残り一・九キロの平坦地を通る部分も幅員を拡張した。工費は、三百五十万ウォンを洞負担、残り九百六十万ウォンは政府からの補助金によつた。この計画の推進者となつた当時の洞長の「A氏伯海功劳不忘碑」が洞入り口に立つてゐる。

(3) 日本海のことと韓国では、東海と称している。日本から見れば、西海だが、日本海という名称ほどには、自己中心的とはいえないであらう。

(4) コルメギの名稱は、慶尚道、江原道一帯に分布し、「洞、邑、郡」を示すコウル (ko-ul) と、「防ぐ」意のマク (mak) に名詞語尾イ (一) の複合名詞である (張、一九七五、三九)。東浦の人々は、ふだんコルモク (kor mok) やハルバ (halbae)とも称している。

(5) コルメギが神聖視され、生活に影響を及ぼしている点は、今日の日本の鎮守の神と比較にならないほど大きいが、巫堂(mu-dang)を通して神意を聞くという手手続きをふまば、移動可能である、ないし移してもそれに対する信仰心は無くなりない点、特定の木や場所へのこだわりの無い可動性が認められる。これは、終わると燃やしてしまう紙の位牌、紙榜(chi-bang)、始祖の墓が失われた場合、適当な場所を定め記念碑を建て一族の集合場所としている例(但、これは星州の両班の例)、あるいは火葬後、骨の灰を山に撒いてしまう慣習などに共通して見られる特徴である。

(6) 以前は、今見られる以上の巨岩がそそり立っていたが、セマウル(sea-mai)，新しい村づくり運動事業の一つとして、船着き場を整備し、海苔の付着する岩を増すためダイナマイトで爆破した。現在では、自然保護(政府主唱の運動のひとつで、単なる自然環境の保存だけでなく、植林や登山客のマナー改善などのキャンペーンも含まれている)や観光開発のため、現況保存の方針が採られている。

(7) 磯にはとくに大きな岩が多いので、天然ワカメが質量ともすぐれ、本洞の経済を長年潤してきた。

(8) 68 a 69 が失明状態であるのを、コルメギ近くに家を建てたことに結びつけるものもあるとのことである。

(9) たとえば、荷物を人力で峠を越え運搬していた当時は、互いに手伝い合って運ぶという風が盛んであった。これが洞の人との結合を強めていたのはたしかである。だからといって、これだけで洞民の生活全般に親密さがもたらされたと考えるのは早計で、現在でも見受けられる駐車場から各家庭までの運搬の扶け合いは、近い親族ないし友人間で行なわれギブ・アンド・テイクの原則にはば従っている。

(10) 世帯の概念は、生活単位として居住と炊事を基準にした。したがって、このうちには、行政上独立していないケース([100])もある。

(11) 李光奎一九七三、三二参照。

(12) 李効再(一九七一、七八)によれば、都市家族において別居していくも、父母を訪ねて世話をするのは、次三男より長男が多い(李光奎一九七八、三四六より再引用)。

(13) 李光奎(一九七八、三五四一五六)に、両班村落の例であるが、都市で成功し裕福な生活をしている息子のもとに身を寄せたが、都市での老人の孤独に耐えられず田舎に戻った例が紹介されている。

(14) 子孫が途絶えそうな場合には、分家(分家)が絶えてもその子を養子として宗家を継がせる(末成一九七三、六〇一六三)。ま

た、金先生（一九八一、九〇）にも西班村の河回洞の例がひかれているように宗族が経済的に窮乏した場合、共有財産から、または門中成員が現金を出して助け倒産を免れさせる「補宗」も稀な現象ではない。

(15) 鳴（一九八〇、四二）の「儀礼的家」「社会的家」「世帯」の区分と軌を一にするものである。ただし、東浦の資料では財産の所有の認定が例2のよう截然としない場合があるので、前二者を含めた概念として家を用いる。

(16) 葬式直後に都市に住んでいた長男が自宅に紙榜(chiang 紙立牌)を持って帰ることはあるが、普通はこうした象徴物の移動を伴わないにもかかわらず、こう表現している。

(17) 基は「もどい」あるいは敷地の意味であるが、音はキ(ki)であり当て字である。

(18) この限定は、分出あるいは転入によるために、居住年数の浅い例を除くためである。

(19) これに類する話としてたとえば、25F'62は、「この家の離れを建てた時、59B'63の弟が初めて使った。59B'63と自分は親友なので無料で貸してやった。当時自分のところに居た20A'36が結婚するので、出てもらつたが、引越しの際、戸の障子をタテに引き裂き、床の敷物の真中を丸く切り取つて行った。詳しいことは知らぬが、運を開くため」と述べていた。

32 L'38が引越しをした後も障子紙がズタズタに破られていた。

また、家でなく他出者と故郷（マウル）との結びつきについてであるが、「故郷を離れ十年以上一度も帰らなかつたら、もう戻れない。戻つて住むと運が悪くなる」という言い伝えがある。84B'72は、K'洞出身で日政時代公務についていたが、戦後Y'洞に暫く生活してから、上記の俗信に従いK'洞でなく隣の本洞に転入した。もしこの俗信が、他地方とくに西班の間にも信じられているとすれば、父系集団と地縁性との関連、とくに門中の拡散現象の要因として注目される。なお、この俗信の社会的意味（離れていた故郷に戻ると何か社会的に不都合なことがあるか否か）については、明らかでなく、俗信の次元に留まっているという印象を受けた。

移居信仰については、村山（一九三一、八四五—五〇）に触れられている。但、これは風水説上の吉地に移居する風で、本論の俗信とは多少次元が異なる。

(20) たとえば、韓（一九七六、九〇）、呂（一九七八、一一〇一）参照。ただし、これらにあげられている資料のうちでも、全南完島の六・六パーセントと極端に低いものもあるが、これは部落の大多数が同一父系集団に属するいわゆる同族部落であるためと推定される。

(21)

妻家に住まないのだから、厳密には「妻里（または洞）居住」とでも称すべきであろうが、村の人々は、短時日でも妻家に身を寄せ同居していたか否か、つまりここでいう広・狭の区別にはあまり気にかけていない。

(22)

本洞の「妻家暮し」と、いわゆる率婚（teri ba-wi）婚とは、洞民は区別している。率婚婚は、息子の無い親が、同居して自家の仕事を引き受け老後も扶養することを条件に、娘と結婚させ財産を相続させるもので、日本の婿養子と似ていて、本人の姓を変えず、子どもが父系をたどる点が異なる。日本の婿養子とは比較にならないくらい否定的なイメージを伴い、東浦の「妻家暮し」をしている者に対して、率婚婚をほのめかすことは侮辱ととられる。洞の人びとは、率婚婚が江原道で行なわれていると述べている。

(23)

例えば、筆者が慶北の良洞で聞いた話では、月城孫氏は李朝初め十九代祖のとき豊徳柳氏の婿として慶北の青松から移入してきたが柳氏に男子なく絶え、孫氏が外孫奉祀（外孫が婚入祖先の祭祀を行なうこと）を行なっている。その二、三十年後に、孫氏の婿として麗江李春氏が移住ってきて、今は彼の子孫が数の上では孫氏を上回り拮抗勢力となっている。また、柳氏と共に李朝初めまでこの村で有力であった牙山陳氏は新入りの両姓が繁栄するにつれ四キロメートル離れたところに移っていた。なお、孫氏の宗家では偉人が三名生まれるという言い伝えがあり、すでに孫姓と李姓一人ずつ二人まで出たが、残りの一人が外孫から出でて困るといって嫁入者が戻って来て出産しないようにしているという。これなども外孫の系統への警戒のひとつの方である。

(24)

現在でも土地の名儀は、全南の人のであるから、贈与というより墓地の守りへの代償として用益を認められたといふことなども知れない。

(25)

ある老人がその妻に世間語の中で、「62B 44と（その妻の母の姉妹の娘の息子に当たる）99D 40が、どうして一家（luga）になるのか」とその関係を尋ねていた。これは明らかに父系親の範疇をこえている。

(26)

張（一九七五、三七一四五）に語源などについて説明がある。

## 《二、洞の組織》

(1)

両班村落のように、郷約ないし、その精神が存在していたという（鈴木一九四三a「一九六八、八二一八三」参照）明確な言い伝えは無い。しかし、「自治法」という表現は、現在内容不明確にせよ表現として残っており、また十数年前までは、

若い者が礼儀を弁えない行為をすると洞会館に連れていくて年寄りが注意したと伝えられている。女老人契の規約に、洞中どの家庭を問わず万事が模範になるようなヨメを表彰する項目が盛られている。また、書堂教育も隣のK洞の先生のところを受けた者が、四十代の者まで残っているなど、儒教のフォーマルな伝統が漁村とは必ずしも無縁でないことを示している。たとえ「典型的」両班から見れば、児戯に等しいものであろうとも。

(2) 調査開始時(一九七九年三月)の交換レートは、「一ウォンに対し〇・四二九円であった。しかし、食料品などを中心とする物価が安かったので一ウォン、一円が実感に近かった。

(3) たとえば、一九七九年に始まった洞の防波堤工事は、大統領下賜金が主要な財源であった。

(4) 鈴木栄太郎(一九四三三「一九六八、八四一八五」)には、李朝末期の日洞里の行政担当者は、一種の職役のように思われ、部落内の有力者はその任につかなかつたようであると記されているので、単に年齢の問題だけではないかも知れない。また、日本においても年階階梯制の明確なところでは、しばしば四十歳前後の中堅層が部落の長となるところがある(末成一九八一参照)。

(5) 表10で二十歳代の25F'24は、金庫会計としての事務能力によるものである。56B'52や四十代後半の77A'49, 33B'48, 36A'47は、委員会にほとんど顔を出さないし、出て来ても議論に直接加わるというよりは、顧問的な発言をする。なお、日本の一村落での事例をもとにした年齢層別の特徴については末成(一九八一、一六三一一七七参照)。

(6) 以前は、麦と米で納めていたが、現洞長は水田もつくついて自給米に不自由しないので現金で渡すようになった。この洞民からの手当に対し、洞長は洞民を会館に招いて簡単な食事を出していた。

(7) このため洞民も自分の近く以外の班界を正確に知らないし、洞長でさえちょっと戸惑っていた箇所もあった。

(8) し洞に事務所があり、三ヶ面十三洞(北はF洞から南はL洞まで)組合員千四百名、組合長の下に五名の理事と二名の監事がいる。

(9) 形式的なものでなく、筆者の出席した洞会でも、「〇月〇日のところをもう一回読んでほしい、こうなるはずではないか」と、多少酔つていたが質問した者が居た。

(10) 洞内での私債や契の積立金を借りる場合は、安くて月利三・パーセントが相場である。

(11) 「班会報」は、B5判八ページハングル版で内容は、日本の市町村広報より範囲が広く、道知事、郡守の言葉、行政上の

伝達事項（納税期日、徵兵関係、補助金案内、予防注射案内など）のほか、一方では、反共色の強い国際情勢解説からセマウル運動や自然保護キャンペーん、省エネの電気、ガス器具の使い方、農作業メモといった啓蒙的な実用記事もかなり入っている。

(12) 一九七九年は、オイルタンカーの重油が漂着し、その除去作業や賠償問題を相談するため、例年よりは数回多くなっている。

(13) 全く状況は異なるが、中根（一九七三b、一八三一八七）によれば、学者の会議においても、日本のように参加者の一致点を探すよりは、正面から相手に反論し議論の展開を楽しむ傾向が見られるという。

(14) 行政当局の決めた期間内に、洞内の生業活動や天候などを考慮して案をつくる。しかし、洞会での意見で原案を変えることがある。

(15) 罰金といったはつきりした処置が取られなくとも、班のメンバーの不満が出されること自体が、欠席者へのサンクションになる。また、身体の悪い者や六十歳以上の年寄りが出ることは「恥しい」という。

(16) たとえば、I牌では喪式と結婚の時濁酒をそれぞれ十斗と十一斗扶助し、II牌では入宅、回甲、結婚、喪家、小祥の時各各が濁酒一斗ずつ扶助するが、III牌、IV牌ではそのような規約を作っていない。

(17) たとえば、「<sup>100</sup>」はひとつの世帯として生活しているが、洞会で洞入りのあいさつはしていない。

### △△、洞祭△

(1) コルモク・トーでの行事は、祭官以外参加できないので、専ら聞き書きであるが、次のムルグ祭祀と内容は同じといふ。なお、ムルグ祭祀の方は構わないだらうとのことで同行し、観察することができた。

(2) 東浦では、一菜一湯であるという。供え物の配列はムルグ祭祀の項を参照。

(3) 東浦では祝文を読まない。

(4) たとえば、鈴木（一九七三、二九七）は、順興の例を記している。

(5) 伯海が洞長の代まで厳格に、今は一人世帯のみ半分、他は一律に分配している。

(6) 張（一九七七、一五六）にも、欵福を広義に解すべきだという地元の老人の意見が記されている。

## 《おわりに》

- (1) ここで社会的距離と言われているのは、親族関係などに裏打ちされていない同村内の人々の関係をいうのである。たしかに、日本の祭りのような集団性(崔吉城「一九八〇・四」)は、韓国人として日本の祭の印象とその特徴を鮮明に描いている)や、人々の情緒的融合性は薄い。しかし、他方では、契会、とくに同年齢の人々が寄り集まつた場で見られる無礼譲的、賑わいや冗談関係などにおいては、日本よりは近いと言ふべきである。(つまり、状況によって対照的な結果が出る。
- (2) たとえば、東浦の例でいえば、C氏敷地にB氏コルモクと分けていることの意味、開拓靈の直系子孫と異系の洞民の間にコルモク爺さんに対する態度に差が全く見られないこと、開拓入郷が二百年余り前とそれほど古くないにも拘らず、開拓祖の墓祀と全く関連させようとしないのは何故か等を意識について調べることから、洞祭での開拓祖靈と、B氏なりC氏の入郷祖靈とは全く別の次元で祀られていることが明らかになると予測される。
- (3) 定期市は、郡内三ヶ所に有り、それそれが数面をカバーし、婚姻圖は図1のようにはほぼ郡界内に収まっている。ただし、郡自体に意味があるのか、あるいは東浦が偶々郡の中間近くに位置するためそのように見えるだけなのか。郡界近くのムラで検討する必要があろう。
- (4) たとえば、未成(一九八一・一四一)参照。

参考文献(アルファベット順、現地読み。韓国人名は McCune-Reischauer フォントによる表記とし配列)

- 秋葉隆、「一九三八、『朝鮮巫俗参考圖錄』京城、大阪屋号書店。  
 ———、「一九五〇、『朝鮮巫俗の現地研究』丹波市、養徳社。(東京、名著出版、一九八〇復刊)  
 ———、「一九五四、『朝鮮民俗誌』東京、六三書院。(東京、名著出版、一九八〇復刊)  
 秋葉隆・赤松智城、「一九三七—三八、『朝鮮巫俗の研究』上・下、京城、大阪屋号書店。  
 Brandt, Vincent S. R., 1971, *A Korean Village, Between Farm and Sea*, Cambridge, Harvard Univ. Press.  
 張哲秀(Chang Chi'oi-su)、「一九七三・四、中國儀礼と韓國儀礼生活の古風影響——「朱子家禮」と「四禮便覽」の喪禮を中心  
 に」、「文化人類学」六、六七一八三。  
 張壽根(Chang Ju-gün)、「一九七三、「韓國の民間信仰——濟州島巫俗と巫歌の研究——」論考篇・資料篇、東京、金花舎。

一九七五、『韓國의鄉土信仰』서울乙酉文庫。

一九七七、部落以家庭信仰、文化公報部文化財管理局編『韓國民俗綜合調查報告書』四(慶尚北道篇)、一四〇一六  
[[1]]。

崔柏(Ch'oe Baek)、一九七九、韓國における五家統制について『民族學研究』四四一、「一六〇一七七」。

崔吉城(Ch'oe Gilson)、一九七三、韓國シナーマニスムにおける「入巫過程」『民族學研究』三八一、「一〇七八一九」。  
一九七七、巫俗、文化公報部文化財管理局編『韓國民俗綜合調查報告書』四(慶尚北道篇)、一六四一[[11K]]。

一九七八a、韓國タンゴン巫のアクシマン・グルーブの分析『民族學研究』四二一四、「一七九一九」[[1]]。

一九七八b、『韓國巫俗の研究』大韓、亞細亞文化社。

一九八〇、『朝鮮の祭りと巫俗』東京、第一書房。

崔在錫(Ch'oe Jac-sok)、一九六三、韓國農村における親族の範囲『民族學研究』一七一三、「五四一一K」。  
一九七五、『韓國農村社会研究』大韓、一志社。

一九七六、『韓國人の社会的性格』大韓、民潮社。(伊藤亞人・鳴陸奥彦訳『韓國人の社会的性格』東京、学生社、一  
九七七)

一九七八、濟州島の死後婚『韓國學報』一三一、「一〇四一一七」。

崔信德(Ch'oe Sin-dok)、一九七六、非同族との社会構造『韓國文化人類學』八、「三〇一三」。

全信鎬編(Chon Sin-yong)、一九七六、『韓國社會』大韓、國際文化財團出版部。

朝鮮總會編、一九一〇、『情勢調查報告書』京城。  
藤井貞幹、一七八一、『衝口發』江戸。

Goldberg, Charles N., 1973, *문화人类학과 민족학 —— 人类学의理論과 Cross-cultural studies* 韓國社會階級와  
同族集團의調査 —— 『文化人類學』六、「一六一—一六七」。

Guillenov, A., 1975, *한국민족학 —— 東海岸의漁村에서의信仰와巫歌等中心이며* —— 『文化人類學』四、「一一一—一〇八」。

Han, Sang-bok (韓相福), 1972, *The Effect of Local Enterprise on Social Change in a Korean Fishing Village*. 『文  
化人類學』5, 255-267.

- 、一九七五、韓國의水產物流通過程에 관한經濟人類學的研究『人類學論集』1、[四]一六四。
- 、一九七六、農村과漁村의生態的比較『韓國文化人類學』八、八七一九〇。
- 、1977, *Korean Fishermen—Ecological Adaptation in Three Communities*, Seoul, Seoul National Univ. Press.
- 服部民夫、一九七五、日本・朝鮮に於ける同族概念の比較試論『アジア經濟』一六一-[六〇一七]。
- 、一九七六、韓國と日本の家族についての一視角——崔在錫『韓國農村社會研究』をめぐる——『トシト經濟』一七一三、七七一八三。
- 、一九七六、書評、李光奎著『韓國家族の構造分析』、『アジア經濟』一七一-1〇、九三一九六。
- 、一九七八、朝鮮時代後期의養子收養에 관한研究『韓國學報』一一、一一一五四。
- 玄容駿(Hyǒn Yong-jun)、一九七一、濟州島の巫俗——その儀礼形式に見える信仰複合——『民族學研究』三六一四、二六九一七九。
- 、一九七七、濟州島의喪祭——K村の事例を中心として——『民族學研究』四(一)[一]、[四九一六六]。
- 李杜鉉・張善根・李光奎(I Du-hyǒn, Chang Ju-gün, I Gwang-gyu)、一九七四、『韓國民族學概說』서울、民衆書館。
- 李光奎(I Gwang-gyu)、一九七五a、廳居制의分布와類型에 관한研究『文化人類學』七、一一五。
- 、一九七五b、父系家族에서의姑婦關係『人類學論集』一、一九一四〇。
- 、一九七五c、『韓國家族의構造分析』서울、一志社。
- 、一九七七、『韓國家族의史的研究』서울、一志社。
- 、一九八一、『韓國家族의心理問題』서울、一志社。
- 李光奎・呂重哲(I Gwang-gyu, Yo Jung-ch'ol)、一九七七、社會、文化公報部文化財管理局編『韓國民俗綜合調查報告書』四(慶尚北道篇)、11六-111。
- 李効再(I Hyo-jae)、一九七一、『都市人의親族關係』(韓國研究叢書27輯)서울、韓國研究院。
- 、一九七一、『家族と社會』서울、民潮社。
- 李熙永(I Hui-yǒng)、一九六五、朝鮮家族史に関する從來の所説とその批判——とくに親族名稱の分析を中心として——『共同の比較研究』二、四三一七六。

——、一九六六、高麗朝歴代妃嬪の姓の繼承に関する一試論——同姓不婚制の形成過程における一現象の究明——『民族学研究』三一一、二八一三七。

李萬甲 (I Man-gaep)、一九六〇、『韓國農村の社会構造』서울、韓国研究図書館。

李能和 (I Nüng-hwa)、一九二七a、『朝鮮女俗考』京城、東洋書院。

李成茂 (I Sung-nu)、一九八〇、『朝鮮初期両班研究』서울、潮閣。

今村鶴、一九一四、『朝鮮風俗集』京城、斯道館。

印權煥 (In Gwon-hwan)、一九七八、『韓国民俗学史』서울、悦話堂。

伊藤正人、一九七七a、契システムのみられる ch'inhansai の分析——韓国全羅南道珍島における村落構造の一考察——『民族学研究』四一、二八一九九。

——、一九七七b、韓國村落社会における契——全羅南道珍島農村の事例——『東洋文化研究所紀要』七一、一六七一、三〇。

——、一九七八、家族構成と住居空間——S部落李氏家の事例を中心とした『新羅伽倻文化研究』九・一〇、一六五一七五。

——、一九八〇、兩班の伝統と常民——韓国社会の文化人類學的考察——『中央公論』一月号、三一一一九。

泉靖一、一九五一、濟州島の村落組織『明治大学政経論叢』一〇。

——、一九六六、『濟州島』東京、東大出版会。

泉靖一・村武精一、一九六六、東アジア(1)朝鮮、日本民族学会編『日本民族学の回顧と展望』一五八一六五。

Janelli, Roger L., 1973-4, Anthropology, Folklore and Korean Ancestor Worship, 『文化人類学』6: 175-89.

Janelli, Roger L., 任敦姬、一九七五、韓國祖上崇拜儀式の研究『文化人類学』七、一四五一五六。

鄭勝謨 (Jöng Sung-mo)、一九七七、儀礼에서 나타나는 意味의 象徴的表現過程에 관한 연구『人類学論集』五、四九一八七。

金子エリカ、一九六三、韓國訪問記『民族学研究』二七一三、六〇五一六〇六。

加藤泰、一九七九、濟州島の二つの神話の構造分析『民族学研究』四四一、八三一九〇。

金斗憲 (Gim Du-hon)、一九四九、『朝鮮家族制度研究』서울、서울大出版部。

金光日 (Kim Gwang-il), 1971, 「精神治療『文化人類學』」H, 七九—一〇〇。

Kim, Joo-hee, 1978, Affective Differences in Interpersonal Relations as Reflected in Emotional Terms: Comparison between Korea and Japan. 『人類學論集』4: 59-95.

金三守 (Kim Sam-su), 1964, 『韓國社會經濟史研究』下編, 韓英社。

金成礼 (Kim Sung-ye), 1978, 『韓國農村의伝統醫藥文化와其變化의考察——京畿道楊州郡水洞面內水里의事例』, 『人類學論集』四, 二一五七。

金泰坤 (Kim T'aegon), 1969, 『韓國巫術의分化變遷——降神靈惑巫術의世襲司祭巫術의分化原因의分析』, 『韓國民族誌』, 二, 五三一八五。

金泰圭 (Kim T'aek-kyu), 1964, 『同族部落의生活構造研究』大邱, 青丘大學出版部。(伊藤重人・嶋陸奥彦訳『韓國同族村落の研究——両班の文化と生活』学生社, 一九八一)

———, 1970, 『韓國部落構造史』高麗大學校民族文化研究所編『韓國文化史大系』四, 六三三七一七六六。

———, 一九七四, 東アジアの同族共同体, 韓國『講座家族』六, 五六一七四。

———, 一九七九, 『氏族部落의構造研究』서울, 一潮閣。(一九六四の改訂版, 合五十頁余の附論)

———, 一九八一, 韓日兩國의「同族部落」의比較試放『韓日關係研究所紀要』10·11·1—101。

Knez, Eugene, I., 1972, Some Implications of Material Culture in Contemporary Korean Villages, a preliminary report. 『文化人類學』5: 305-13.

高麗大學校民族文化研究所, 1965-1970, 『韓國文化史大系』全六卷, 서울, 高麗大學校民族文化研究所。

牧野巽, 一九四九, 東亞における氏族外婚制, 口田貞三博士還暦祝賀論文集『現代社會學の諸問題』116·7·19, 東京, 弘文堂。

———, 一九五〇, 東亞米作民族における財產相続制の比較『社會學評論』1—1, 111—一八七。

松本誠一, 一九八〇, 日韓兩國の民俗文化——宮座と堂祭組織の比較序説——, 高橋統一ほか『文化人類學の視角——伝統と現代——』, 一八七—二一, 東京, 屏書房。

川口彰英, 1941a, 『朝鮮古代研究』第一部——新羅花郎の研究——

一九四三〇、『日鮮神話伝説の研究』大八洲出版。

一九五五、朝鮮の新舊『新舊の研究』一〇。

一九六二、朝鮮民俗学——学史と展望——『日本民俗学大系』一、一三一—四四。

宮原免一、一九五三、朝鮮の契についての一考察『史料』五〇、一四一—三三。

文化公報部文化財管理局 (Munhwada Kwangbokbu Munhwajae Kwanliguk)、一九六九一七八、『韓国民俗綜合調査報告書』서

어보。

村武精一、一九五五、故秋葉博士の遺著『朝鮮民族誌』をめぐいて——社会人類学的断想——『愛知大学総合郷土研究所紀要』

一〇。

一九七三、朝鮮半島の社会人類学『家族の社会人類学』一一一—四二、東京、弘文堂。

村山智頤、一九二九、『朝鮮の鬼神』京城、朝鮮總督府(國書刊行会、一九七二復刊)。

一九三一、『朝鮮の風水』京城、朝鮮總督府(國書刊行会、一九七二復刊)。

一九三二、『朝鮮の巫覡』京城、朝鮮總督府(國書刊行会、一九七二復刊)。

一九三三、『朝鮮の占卜と予言』京城、朝鮮總督府(國書刊行会、一九七二復刊)。

一九三五、『朝鮮の類似宗教』京城、朝鮮總督府(國書刊行会、一九七二復刊)。

一九三七、『部落祭』京城、朝鮮總督府(國書刊行会、一九七二復刊)。

一九三八、『积奠・祈雨・安宅』京城、朝鮮總督府(國書刊行会、一九七二復刊)。

中根千枝、一九七三a、沖縄・本土・中国・朝鮮の同族・門中の比較、日本民族学会編『沖縄の民族学的研究』東京、開明堂、一七三一—三〇一。

編、一九七三b、『韓国農村の家族と祭儀』東京、東大出版会。

一九七五、韓國——その社会人類学的位置(?)——『朝鮮學報』七五、一一一〇。

小田内通敏、一九二三—一九二四、『朝鮮部落調査報告』全三三册、京城、朝鮮總督府。

Osgood, Cornelius, 1951, *The Koreans and their Culture*. New York, Ronald Press.

朴起東 (Pak Ki-dong)、一九七八、企業組織であるマスカルプト研究『社会文化論集』一、五三一—八三。

朴九秉 (Pak Ku-byoeng) 一九七五、『韓國漁業史』서울、正音社。

朴桂弘 (Pak Kye-hong) 一九六九、巫术中世社会の影響『韓国民俗学』一、八七—一〇三<sup>10</sup>。

一九七八、韓国における堂祭の民俗的構造について『日本民族学』二九、一—一〇<sup>11</sup>。

朴富珍 (Pak Pu-jin) 一九七五、韓國農村家族の役割構造——京畿道華城郡八灘面旧場里事務中心より——『人類學論集』一、三一—四〇<sup>12</sup>。

朴銀瓊 (Pak Ün-gyöng) 一九七九、『한국·인도네시아 및 태국 華僑의 Ethnic Identity』『韓國文化人類學』一、一四五  
六<sup>13</sup>。

接井徳太郎 一九七六、比較民俗論の課題——ノクソリバトマハイタマ<sup>14</sup>、柴田実先生古稀記念会『日本文化史論叢』四〇九  
一一<sup>15</sup>。

——、一九八〇、韓國の巫俗と魂魄婚姻——冥界婚姻習俗の比較民俗学的考察<sup>16</sup>、千葉徳爾編『日本民俗風土論』東  
京、敬文堂。

佐藤信行、一九七三、濟州島から——韓國のいじと韓國で氣がしたじ——『季刊人類學』四一三、一四八—七一<sup>17</sup>。

——、一九七六、濟州島の「サムン」、南島史学会『南島』二一九—三一<sup>18</sup>。

——、一九七八、各姓村落に於ける親族・祭祀構成問題——『新羅伽倻文化研究』九、一〇、一一七—五〇<sup>19</sup>。

重松真由美、一九八〇、賽神にみられる女性の社会関係——韓國京畿道楊州郡における巫俗の一考察——『民族学研究』四五一  
二、九三—一—一〇<sup>20</sup>。

嶋陸奥彦、一九七六、堂内の分析範囲——韓國全羅南道における事例の検討——『民族学研究』四一一、七五—九〇<sup>21</sup>。

——、一九七七、書評、李光奎『韓國家族の構造分析』、『民族学研究』四一一四、三九九—四〇一<sup>22</sup>。

——、一九七八、韓國の門中と地縁性に関する試論『民族学研究』四一一、一一一七<sup>23</sup>。

——、一九七九、韓國農村における生産関係『地域文化研究』五、二七—四六<sup>24</sup>。

——、一九八〇、韓國の「家」の分析——養子の分家をめぐる——『トシニア研究』一、三九—五一<sup>25</sup>。

Somerville, John N., 1976-77, Stability in Eighteenth Century Ulsan, *Korean Studies Forum*, 1: 1-18.

成均館大学校国語国文学科 東海岸地区学術調査団、一九七〇—七六、『東海岸地区学術調査報告書』서울。

未成道男、一九七三、慶尚北道百忍・中浦両部落調査子報——とくに家族・親族について——中根千枝篇『韓國農村の家族と祭儀』四一一七八。(李光奎と共に著、内六一七八分担)

一九七四、書評、Brandt, Vincent S.R., *A Korean Village: Between Farm and Sea.* 『民族学研究』三九一、

一〇二一一〇四。

一九七五、韓国安東地方における真城李氏の墓祀について『教養学科紀要』七、五九一六九。

一九七八、真城李氏의墓祀에 대해서『新羅伽倻文化研究』九・一〇、一五一六三。

一九八一、対馬西浜の盆踊りと年齢階梯制(2)『聖心女子大学論叢』五八、一三五一九一。

杉山晃一、一九七九、韓國農村警見——社会と宗教の諸侧面——『東北大学日本文化研究所研究報告』一五、一〇九一一七。

一九八一、韓国南部一水田村に於ける農耕儀礼素描『東北大学日本文化研究所研究報告』一七、七九一一〇一。

鈴木栄太郎、一九四〇、『日本農村社会学原原理』(『著作集』一、一九六八に再録)

一九四三、『日本農村社会学原原理』(『民族学研究』九一)、四七一七三。(『著作集』五、一〇七一三五、一九七三に再録)

一九四三a、朝鮮農村社会警見記『民族学研究』九一、四七一七三。(『著作集』五、一〇七一三五、一九七三に再録)

錄)

一九四三b、朝鮮の社会集団について『調査月報』九、一一、一二。(『著作集』五、三九一八八、一九七三に再録)

一九四三c、朝鮮の村落『東亜社会研究』一、二八五一三一八。(『著作集』五、一一三八、一九七三に再録)

一九四四、『朝鮮農村社会踏査記』(『著作集』五、一三七一三一〇、一九七三に再録)

一九四九、農村調査野帳抜書、戸田貞三博士還暦祝賀紀念論文集『現代社会学の諸問題』四八一一九六、東京、弘文堂。

一九六三、朝鮮の契とアマン『民族学研究』一七一三、五五一一五八。(『著作集』五、八九一〇六、一九七三に再録)

一九七三、『鈴木栄太郎著作集』五(朝鮮農村社会の研究)東京、未来社。

鈴木満男、一九七四、書評、「韓國学」研究——*International Journal of Korean Studies* の創刊に寄せて——『朝鮮学報』七

二、八三一九四。

竹田旦、一九八〇、韓国における「隠居」について、國分直一博士古稀記念論集『日本民族文化とその周辺』(歴史・民族篇)

六〇七一、九、東京、新日本教育図書。

一一、一九八一、韓国における他界觀について、元興寺文化財研究所編『東アジアにおける民俗と宗教』五〇一一八、東京、吉川弘文館。

鳥居龍藏、一九二四、日本周囲民族の原始宗教。『鳥居龍藏全集』七、朝日新聞社、一九七六。

渡辺正治・大森元吉、一九七三、広島市における朝鮮人移民の文化変容『民族学研究』三七一四、三〇四一三〇五。

梁會水(Yang Hoe-su)、一九六七、『韓國農村의村落構造』서울、高麗大学校出版部。

梁在済・任東權・張德順・張吉城(Yang Jae-yǒn, Im Dong-gwǒn, Chang Dǒk-sun, Chi'oe Gil-sor)、一九七一、『韓國風俗誌』서울、乙酉文化社。

田重哲(Yo Jung-ch'i)、一九七四、同族集団의諸機能『文化人類學』六、一〇九一三〇〇。

一一、一九七五、同族部落의通婚圖에關한研究——慶北月城郡江東面良洞里를 중심으로——『人類學論集』一、七一—一七。

一一、一九七八、韓國農村의地域的通婚圖『新羅伽倻文化研究』九、一〇、一九一—一〇〇。

一一、一九八〇、祭祀分割相統에관한一考『人類學研究』一、一一一三〇。

依田千百子、一九六九、年中行事より見た朝鮮に於ける中国文化の受容形式についての一考察『朝鮮學報』五二、九三一—一三一〇。

一一、一九七五、朝鮮の山神信仰(?)『朝鮮學報』七五、二五—七六。

一一、一九八〇、朝鮮の葬制と他界觀、国分直一博士古稀記念論文集『日本民族文化とその周辺』五三三一八六、東京、新日本教育図書。

柳東植(Yu Dong-sik)、一九七六、『朝鮮のシャーマニズム』東京、学生社。

劉明基(Yu Myǒng-gi)、一九七七、同族集団의構造에關한研究『人類學論集』三、三一三〇三〇。

善生永助、一九三三一三五、『朝鮮の聚落』全三冊、京城、朝鮮総督府。

一一、一九三四、『朝鮮の姓』京城、朝鮮総督府。